

我が国の社会保障制度・年金制度

樽見 英樹

社会保障制度とは

社会保障制度は、国民の「安心」や生活の「安定」を支えるセーフティネット。
社会保険、社会福祉、公的扶助、保健医療・公衆衛生からなり、人々の生活を生涯にわたって支えるものである。

① 社会保険(年金・医療・介護)

国民が病気、けが、出産、死亡、老齢、障害、失業など生活の困難をもたらすいろいろな事故(保険事故)に遭遇した場合に一定の給付を行い、その生活の安定を図ることを目的とした強制加入の保険制度

- 病気やけがをした場合に誰もが安心して医療にかかることのできる医療保険
- 老齢・障害・死亡等に伴う稼働所得の減少を補填し、高齢者、障害者及び遺族の生活を所得面から保障する年金制度
- 加齢に伴い要介護状態となった者を社会全体で支える介護保険 など

② 社会福祉

障害者、母子家庭など社会生活をする上で様々なハンディキャップを負っている国民が、そのハンディキャップを克服して、安心して社会生活を営めるよう、公的な支援を行う制度

- 高齢者、障害者等が円滑に社会生活を営むことができるよう、在宅サービス、施設サービスを提供する社会福祉
- 児童の健全育成や子育てを支援する児童福祉 など

③ 公的扶助

生活に困窮する国民に対して、最低限度の生活を保障し、自立を助けようとする制度

- 健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する生活保護制度

④ 保健医療・公衆衛生

国民が健康に生活できるよう様々な事項についての予防、衛生のための制度

- 医師その他の医療従事者や病院などが提供する医療サービス
- 疾病予防、健康づくりなどの保健事業
- 母性の健康を保持、増進するとともに、心身ともに健全な児童の出生と育成を増進するための母子保健
- 食品や医薬品の安全性を確保する公衆衛生 など

※これらの分類については、昭和25年及び昭和37年の社会保障制度審議会の勧告に沿った分類に基づいている。

社会保障制度の基本的考え方

現行制度の基本的考え方

- 我が国の福祉社会は、自助、共助、公助の適切な組み合わせによって形づくられている。
その中で社会保障は、国民の「安心感」を確保し、社会経済の安定化を図るため、今後とも大きな役割を果たすもの。
 - この場合、全ての国民が社会的、経済的、精神的な自立を図る観点から、
 - ①自ら働いて自らの生活を支え、自らの健康は自ら維持するという「自助」を基本として、
 - ②これを生活のリスクを相互に分散する「共助」が補完し、
 - ③その上で、自助や共助では対応できない困窮などの状況に対し受給要件を定めた上で必要な生活保障を行う公的扶助や社会福祉などを「公助」として位置づける
- こととされている。〔 社会保障制度審議会 昭和25年10月「社会保障制度に関する勧告」
平成7年7月「社会保障体制の再構築に関する勧告」 〕
- 「共助」のシステムとしては、国民の参加意識や権利意識を確保する観点からは、負担の見返りとしての受給権を保障する仕組みとして、国民に分かりやすく負担についての合意が得やすい社会保険方式が基本となっている。

社会保障制度の変遷

昭和20年代

戦後の混乱・生活困窮者の緊急支援

戦後の緊急援護と基盤整備(いわゆる「救貧」)

- 昭21 生活保護法制定
- 昭22 児童福祉法制定
- 昭23 医療法、医師法制定
- 昭24 身体障害者福祉法制定
- 昭25 制度審勧告(社会保障制度に関する勧告)

昭和30・40年代

高度経済成長・生活水準の向上

国民皆保険・皆年金と社会保障制度の発展(いわゆる「救貧」から「防貧」へ)

- 昭33 国民健康保険法改正(国民皆保険)
- 昭34 国民年金法制定(国民皆年金)
- 昭36 国民皆保険・皆年金の実施
- 昭38 老人福祉法制定
- 昭48 福祉元年
(老人福祉法改正(老人医療費無料化)、健康保険法改正(家族7割給付、高額療養費)、年金制度改正(給付水準引上げ、物価・賃金スライドの導入))

昭和50・60年代

高度経済成長の終焉・行財政改革

安定成長への移行と社会保障制度の見直し

- 昭57 老人保健法制定(一部負担の導入等)
- 昭59 健康保険法等改正(本人9割給付、退職者医療制度)
- 昭60 年金制度改革(基礎年金導入、給付水準適正化、婦人の年金権確立)
医療法改正(地域医療計画)

平成以降

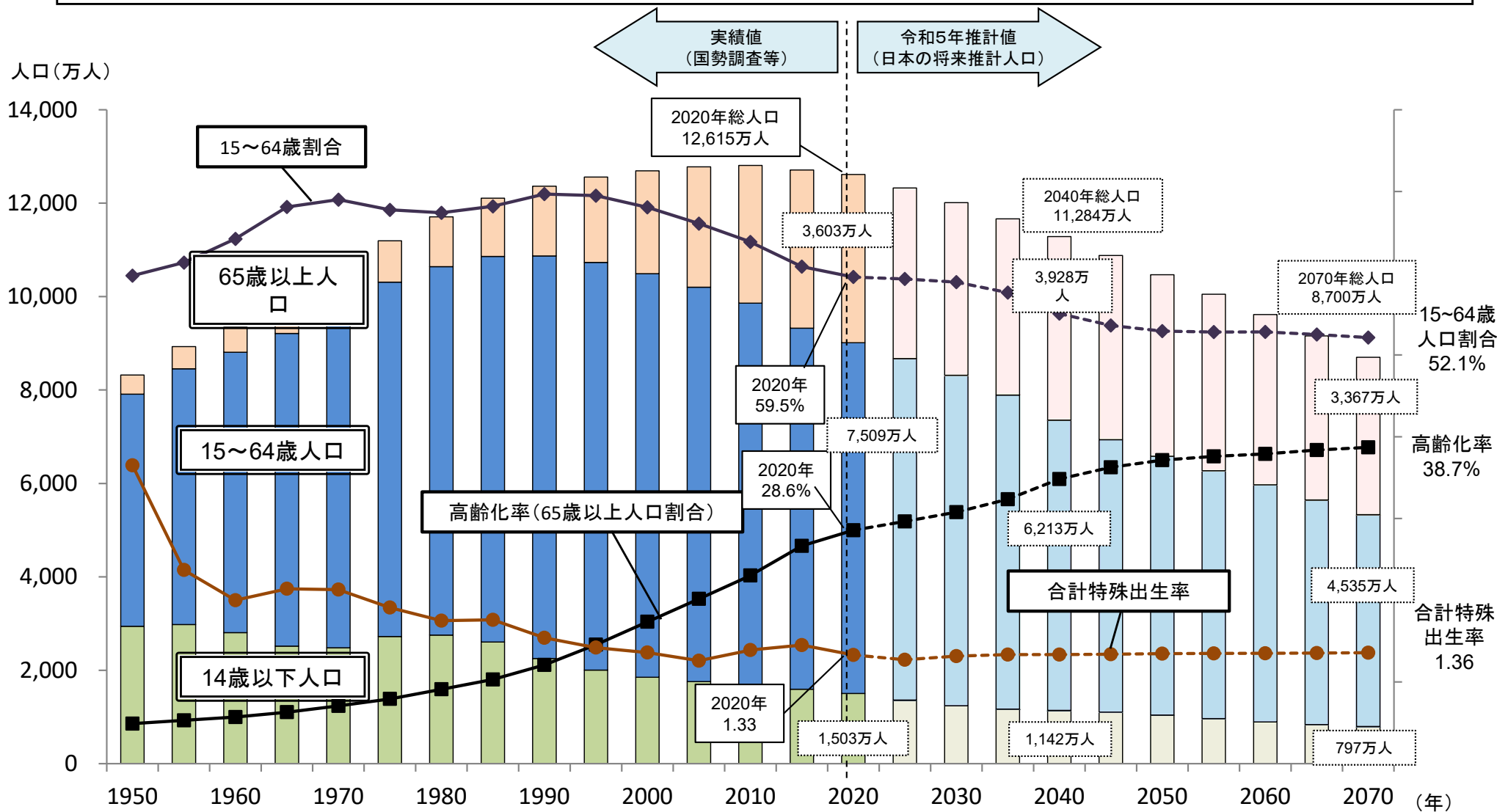
少子化問題・バブル経済崩壊と長期低迷

少子高齢社会に対応した社会保障制度の構造改革

- 平元 ゴールドプラン策定
- 平2 老人福祉法等福祉8法の改正(在宅福祉サービスの推進、福祉サービスの市町村への一元化)
- 平6 エンゼルプラン、新ゴールドプラン策定
年金制度改革(厚生年金の定額部分の支給開始年齢引上げ等)
- 平9 介護保険法制定
- 平11 新エンゼルプラン策定
- 平12 介護保険開始
- 平15 次世代育成支援対策推進法制定・少子化社会対策基本法制定
- 平16 年金制度改革(世代間公平のためのマクロ経済スライドの導入等)
- 平17 介護保険改革(予防重視型システムへの転換、地域密着型サービスの創設)
- 平18 医療制度改革(医療費適正化の総合的な推進等)
- 平24 社会保障・税一体改革

日本の人口の推移

○ 日本の人口は近年減少局面を迎えている。2070年には総人口が9,000万人を割り込み、高齢化率は39%の水準になると推計されている。



(出所) 2020年までの人口は総務省「国勢調査」、合計特殊出生率は厚生労働省「人口動態統計」、2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年推計)」(出生中位(死亡中位)推計)

2040年までの人口に関する見通し

※2023年将来推計人口に基づく

2023

2025

2030

2035

2040

人口減少・少子化

生産年齢人口：2023⇒2030年で▲300万人、2030⇒2040年で▲900万人
2023⇒2040年で▲1200万人（現在の7400万人の16%）

2023年

- 総人口

:1億2441万人

年間▲57万人

- 生産年齢人口

:7386万人

- 高齢者人口

:3635万人

2023年～

人口減少が加速化（年間▲50～60万人）

2030年

- 総人口：1億2000万人（年間▲66万人）

- 生産年齢人口:7076万人

2040年

- 総人口：1億1284万人（年間▲78万人）

- 生産年齢人口:6213万人

高齢化

2022年～2024年

後期高齢者が急増（年間+80万人）

2025年

団塊の世代全員が後期高齢者へ

（後期高齢者総数2155万人）

2025年～

後期高齢者の増加率が低下

2030年～

高齢者数が安定し始める（年間+20～30万人）

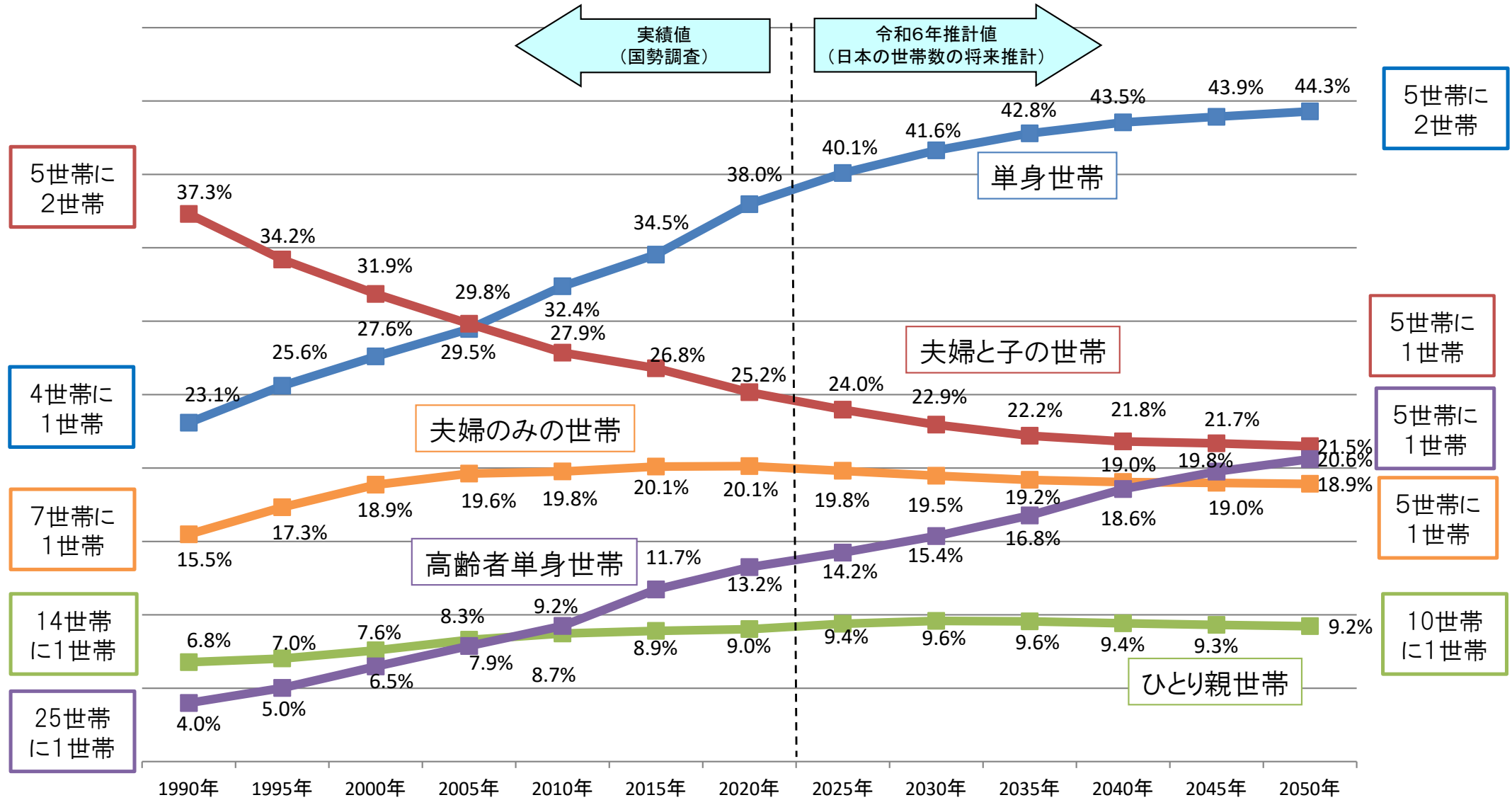
- 多くの地域で高齢者数は減少、首都圏では高齢者（後期高齢者）は増加し続ける。

2043年

高齢者総数が3953万人となり、ピークを迎える

世帯構成の推移と見通し

○単身世帯、高齢者単身世帯(※1)ともに、今後とも増加が予想されている。
 単身世帯は、2050年で44.3%に達する見込み。(全世帯数約5,570万世帯(2020年))



(出典) 総務省統計局「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)(令和6年推計)」

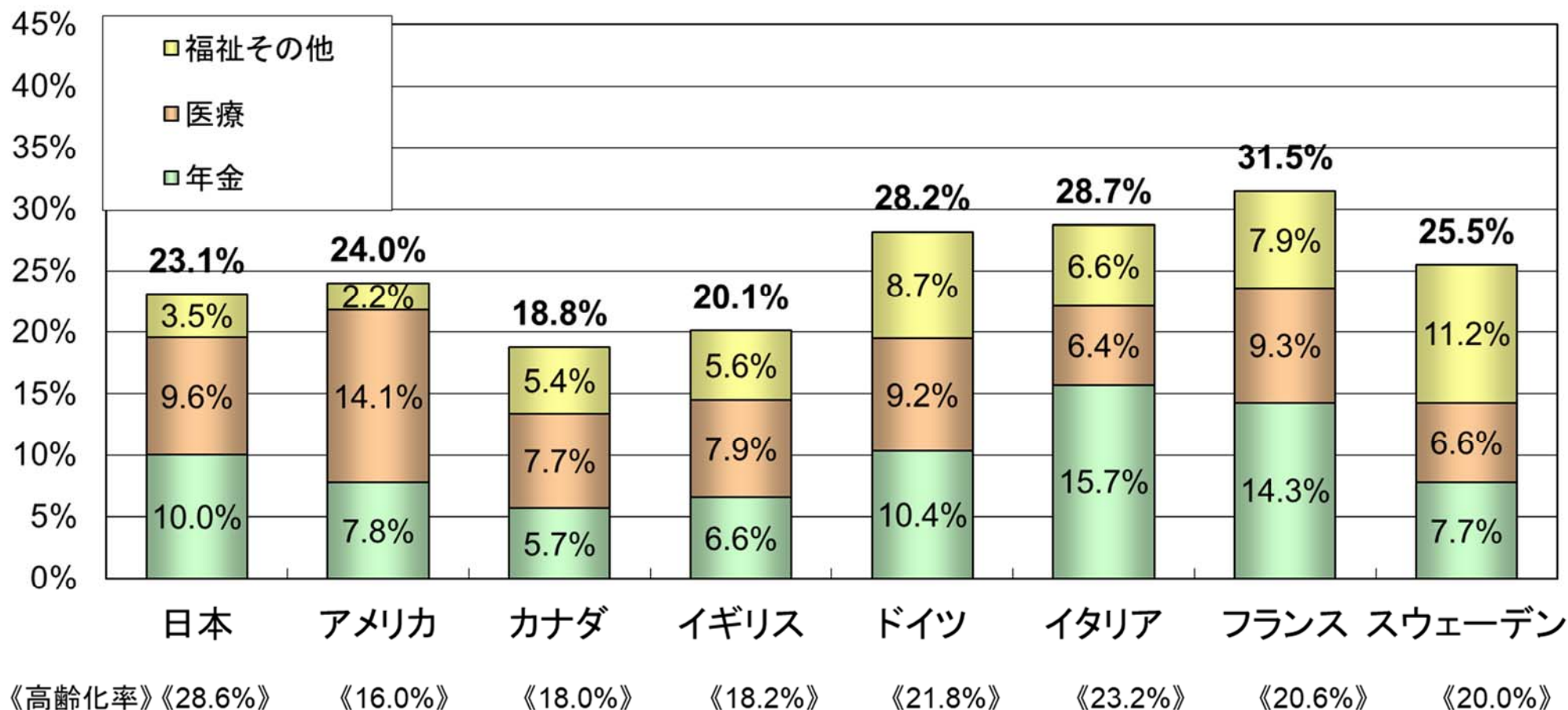
(※1) 世帯主が65歳以上の単身世帯を、高齢者単身世帯とする。

(※2) 全世帯数に対する高齢者単身世帯の割合はグラフのとおりだが、世帯主年齢65歳以上世帯に対する割合は、35.2%(2020年)から45.1%(2050年)へと上昇。

(※3) 子については、年齢にかかわらず、世帯主との続き柄が「子」である者を指す。

社会保障給付の部門別の国際的な比較(対GDP比)

- 我が国の社会保障給付の規模を部門別に比較すると、
- ・ 年金 — 米英を上回るが、仏を下回る規模
 - ・ 医療 — 欧州諸国を上回るが、米国を下回る規模
 - ・ その他の給付 — 米国を上回るが、欧州諸国をかなり下回る規模 となっている

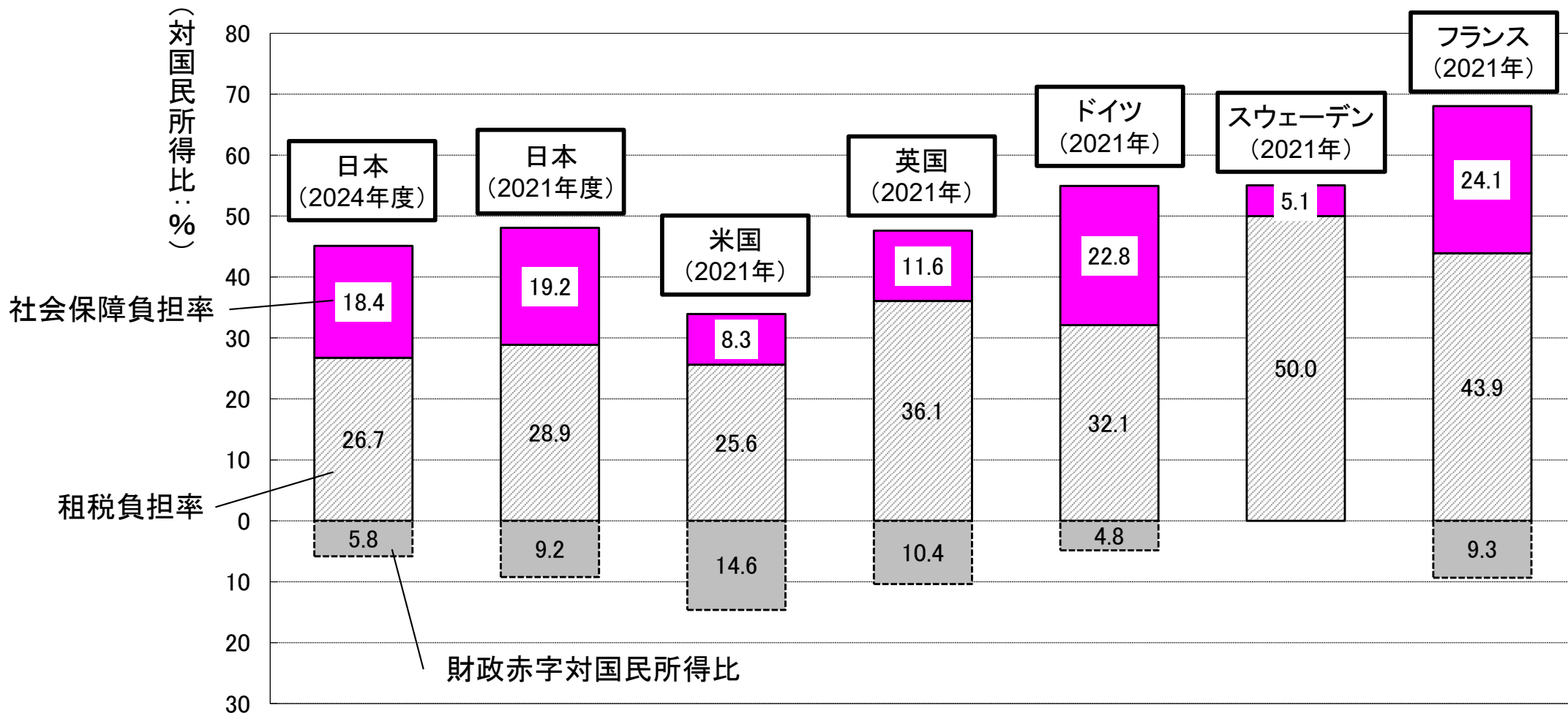


(注) OECD: "Social Expenditure Database"に基づき、厚生労働省政策統括官付政策統括室で算出したもの(20230210閲覧)。いずれも2019年の数値。
 OECD社会支出基準に基づく社会支出データを用いているため、社会保障給付費よりも広い範囲の費用(施設整備費等)も計上されている。
 高齢化率は人口統計資料集(国立社会保障・人口問題研究所)の2020年の数値。ただし、アメリカ、イギリスは2018年

国民負担率の国際比較

【国民負担率＝租税負担率＋社会保障負担率】

【潜在的国民負担率＝国民負担率＋財政赤字対国民所得比】



国民負担率	45.1 (32.5)	48.1 (34.4)	33.9 (27.1)	47.6 (36.2)	54.9 (42.0)	55.0 (37.1)	68.0 (47.2)
潜在的国民負担率	50.9 (36.7)	57.3 (41.0)	48.5 (38.7)	58.0 (44.0)	59.8 (45.7)	55.0 (37.1)	77.4 (53.7)

(注1) 日本の2024年度(令和6年度)は見通し、2021年度(令和3年度)は実績。ドイツについては推計による2021年暫定値、それ以外の国は実績値。

(対国民所得比：% (括弧内は対GDP比))

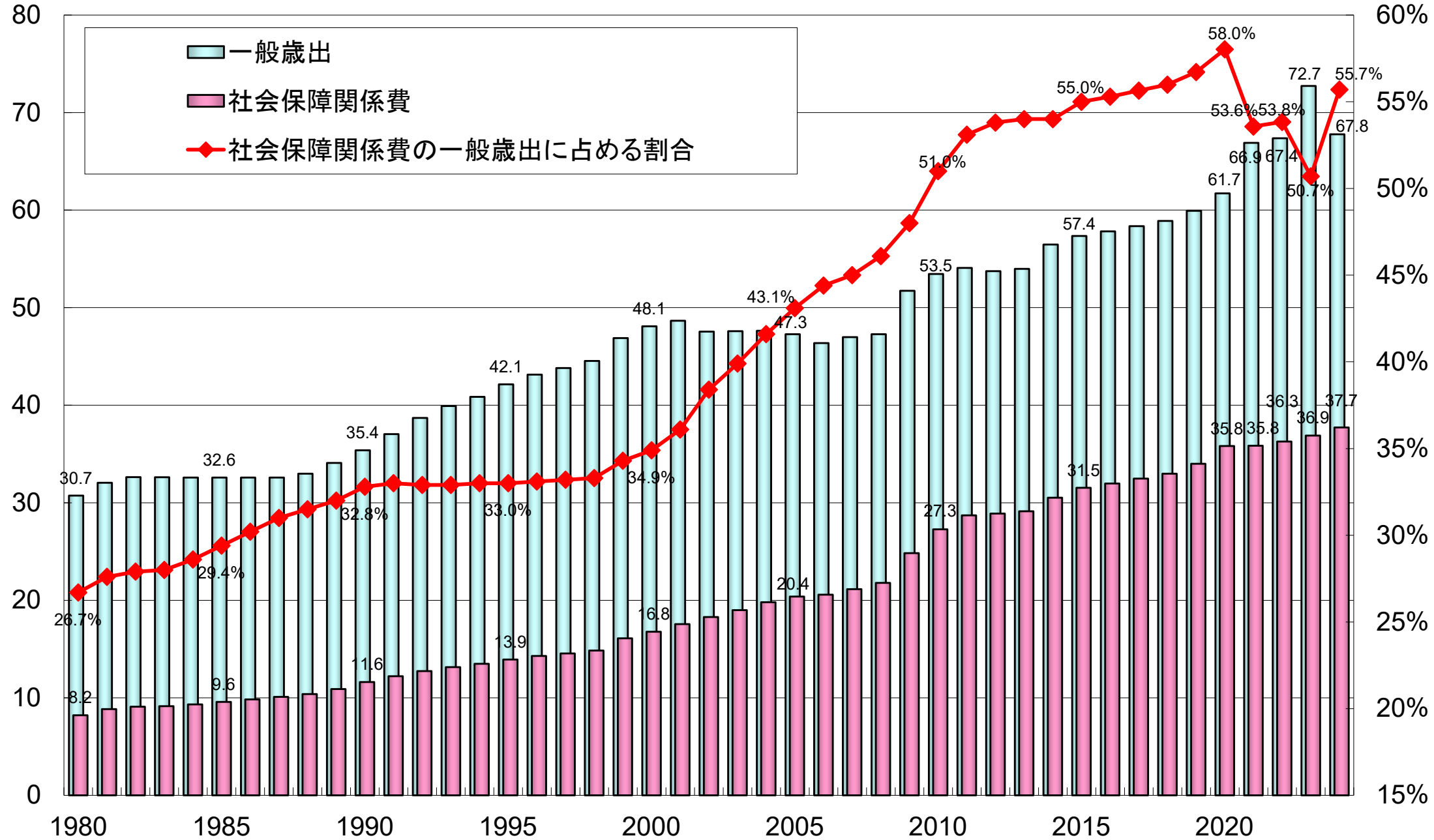
(注2) 財政収支は、一般政府(中央政府、地方政府、社会保障基金を合わせたもの)ベース。

ただし、日本については、社会保障基金を含まず、米国については、社会保障年金信託基金を含まない。

(出典) 日本：内閣府「国民経済計算」等 諸外国：OECD “National Accounts”、“Revenue Statistics”、“Economic Outlook 114”(2023年11月)

一般歳出と社会保障関係費の推移

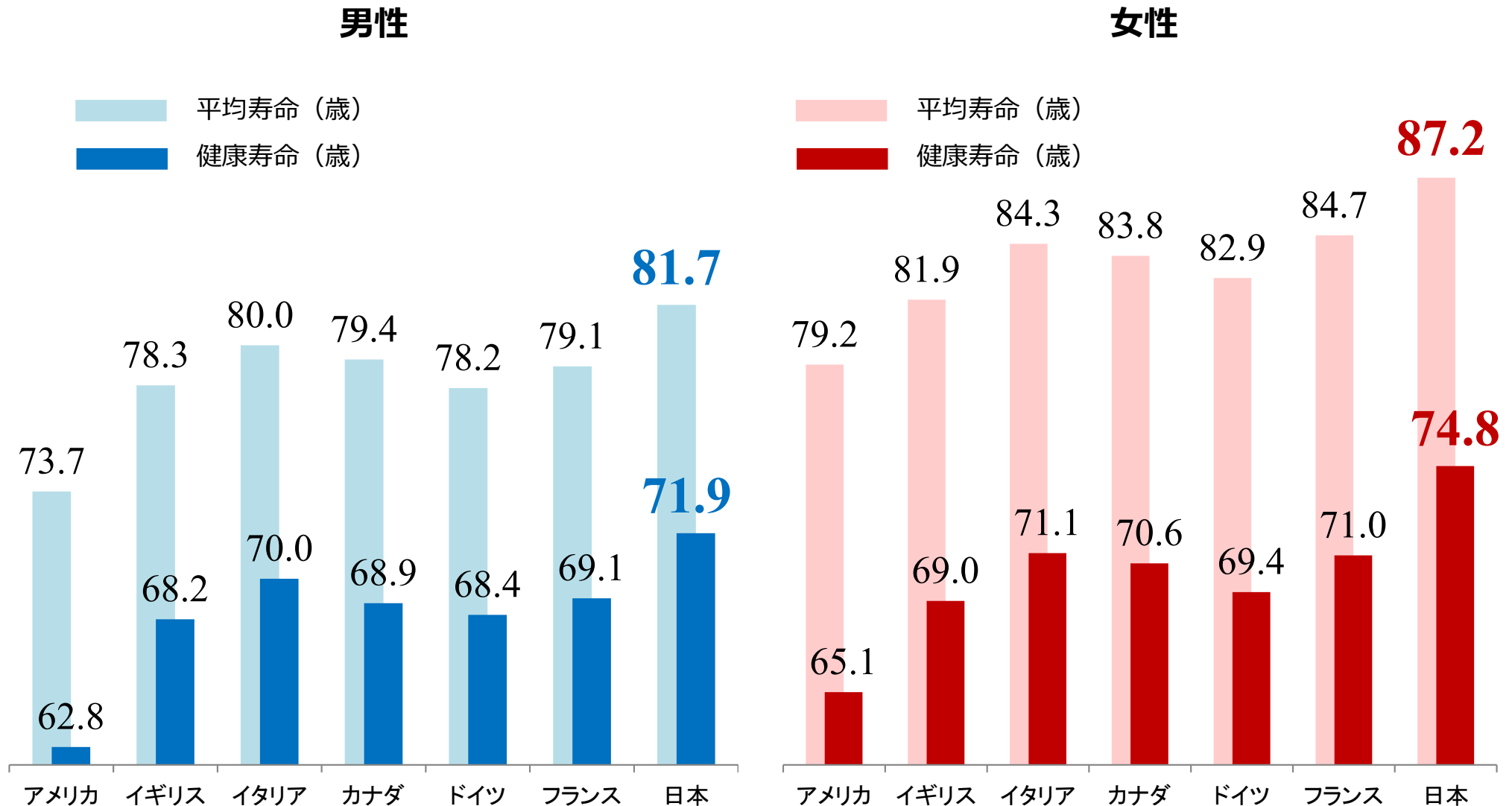
(兆円)



※当初予算ベース(2024(R6)年度においては当初予算案)

平均寿命と健康寿命の国際比較

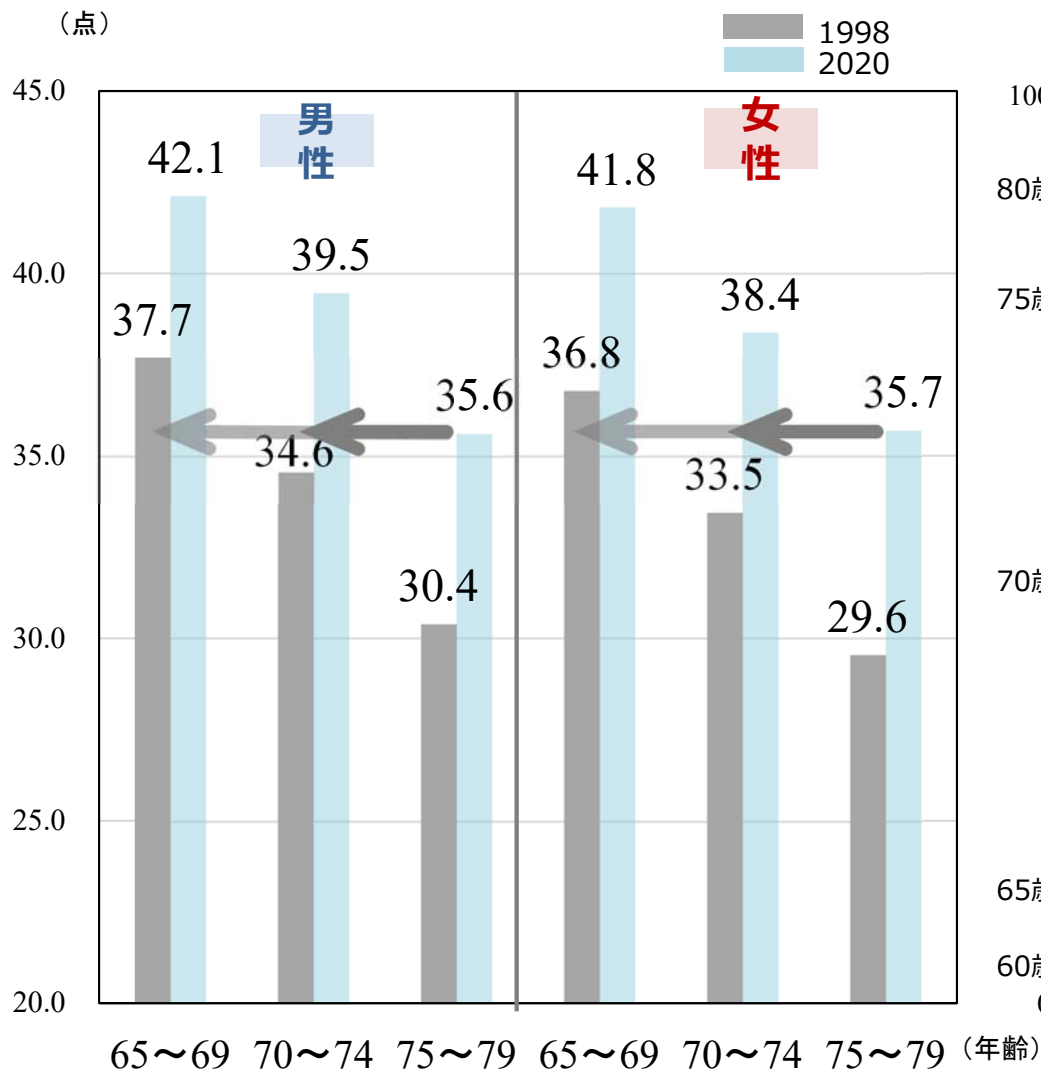
○日本は、先進7か国の中で、最も長い平均寿命、健康寿命となっている。



(資料出所) Global Health Observatory (GHO) data
(備考) 平均寿命、健康寿命は2021年のデータ (2024年9月17日アクセス)

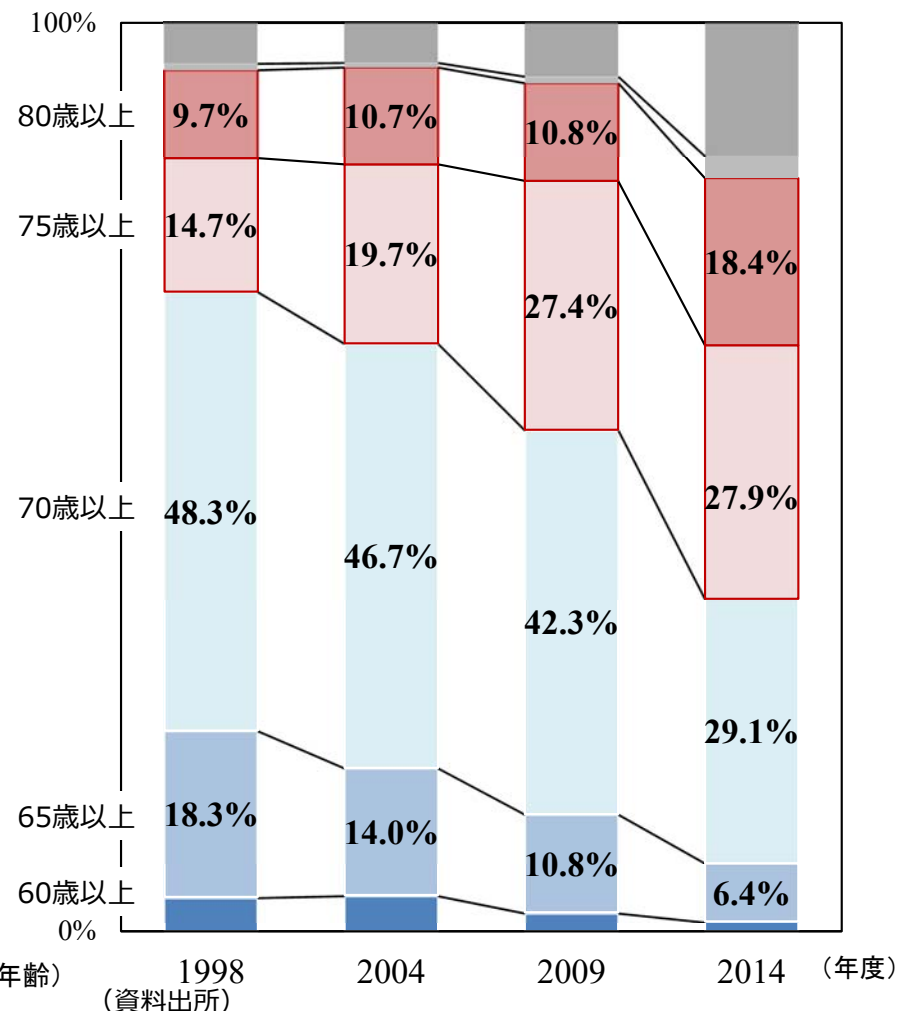
「若返り」が見られる高齢者

新体力テストの合計点の年次推移



(資料出所) 文部科学省「令和2年度体力・運動能力調査」

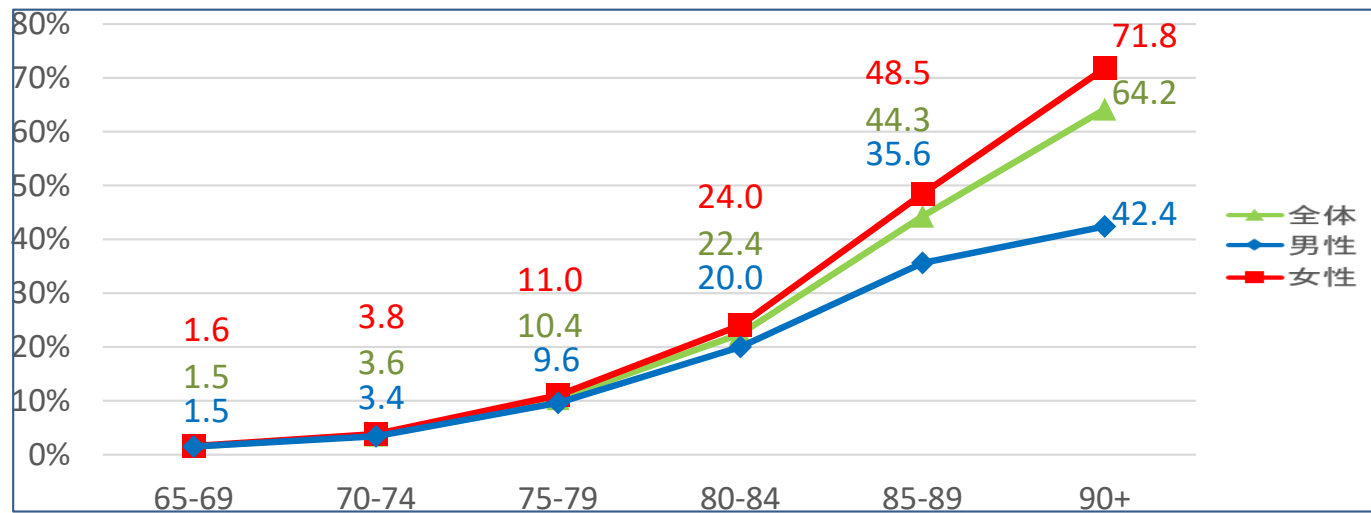
「高齢者とは何歳以上か」との質問への回答



(資料出所)

- 全国60歳以上の男女へのアンケート調査（「高齢者の日常生活に関する意識調査結果」より）
- ※ 2009年までは、調査員による面接聴取法により調査。2014年は、郵送配布・郵送回収法により調査。

年齢階級別の有病率について（一万人コホート年齢階級別の認知症有病率）



日本医療研究開発機構 認知症研究開発事業「健康長寿社会の実現を目指した大規模認知症コホート研究」
 悉皆調査を行った福岡県久山町、石川県中島町、愛媛県中山町における認知症有病率調査結果(解析対象 5,073人)
 研究代表者 二宮利治(九州大学大学院)提供のデータより作図

認知症の人の将来推計について

年	平成24年 (2012)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)	令和22年 (2040)	令和32年 (2050)	令和42年 (2060)
各年齢の認知症有病率が一定の場合の将来推計 人数/(率)	462万 人	517万 人 15.2%	602万 人 16.7%	675万 人 18.5%	744万 人 20.2%	802万 人 20.7%	797万 人 21.1%	850万 人 24.5%
各年齢の認知症有病率が上昇する場合の将来推計(※) 人数/(率)		525万 人 15.5%	631万 人 17.5%	730万 人 20.0%	830万 人 22.5%	953万 人 24.6%	1016万 人 27.0%	1154万 人 33.3%

「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」(平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業 九州大学 二宮教授)

(※) 久山町研究からモデルを作成すると、年齢、性別、生活習慣病(糖尿病)の有病率が認知症の有病率に影響することがわかった。
 本推計では2060年までに糖尿病有病率が20%増加すると仮定した。

全世代型社会保障の検討体制について

全世代型社会保障構築本部（総理・関係閣僚）

○ 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するため、内閣に、その企画及び立案並びに総合調整を行う全世代型社会保障構築本部を設置する。

- 本部長：総理
- 副本部長：全世代型社会保障改革担当大臣
- 本部員：官房長官、内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画）、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣

全世代型社会保障構築会議（全世代型社会保障改革担当大臣（主宰）・有識者）

○ 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築する観点から、社会保障全般の総合的な検討を行うため、全世代型社会保障構築会議を開催する。

- 主宰 全世代型社会保障改革担当大臣
 - 有識者
- | | | | |
|--------|---|--------|--|
| 秋田喜代美 | 学習院大学文学部教授 | 武田洋子 | 株式会社三菱総合研究所 執行役員（兼）研究理事 シンクタンク部門長 |
| 落合陽一 | メディアアーティスト | 田辺国昭 | 国立社会保障・人口問題研究所所長 |
| 笠木映里 | 東京大学大学院法学政治学研究科教授 | 土居丈朗 | 慶應義塾大学経済学部教授 |
| 香取照幸 | 一般社団法人未来研究所臥竜代表理事／
兵庫県立大学大学院社会科学特任教授 | 富山和彦 | 株式会社経営共創基盤IGPIグループ会長／
株式会社日本共創プラットフォーム(JPIX)代表取締役社長 |
| 菊池馨実 | 早稲田大学理事・法学学術院教授 | 沼尾波子 | 東洋大学国際学部国際地域学科教授 |
| 熊谷亮丸 | 株式会社大和総研副理事長 | ○ 増田寛也 | 日本郵政株式会社取締役兼代表執行役社長 |
| 権丈善一 | 慶應義塾大学商学部教授 | 水島郁子 | 大阪大学理事・副学長 |
| 国土典宏 | 国立国際医療研究センター理事長 | 横山 泉 | 一橋大学大学院経済学研究科教授 |
| ◎ 清家 篤 | 日本赤十字社社長／慶應義塾学事顧問 | | |
| 高久玲音 | 一橋大学大学院経済学研究科准教授 | | |

（五十音順 敬称略） ◎：座長 ○：座長代理

全世代型社会保障構築会議 報告書（令和4年12月16日）（概要）

全世代型社会保障の基本的考え方

1. 目指すべき社会の将来方向

①「少子化・人口減少」の流れを変える

- ・少子化・人口減少の進行は、経済活動における供給（生産）及び需要（消費）の縮小、社会保障機能の低下をもたらし、経済社会を「縮小スパイラル」に突入させる、国の存続そのものにかかわる問題
- ・子どもを生き育てたいという個人の希望を叶えることは、個人の幸福追求の支援のみならず、少子化・人口減少の流れを大きく変え、経済と社会保障の持続可能性を高め、「成長と分配の好循環」を実現する上で社会全体にも大きな福音
- 最も緊急を要する取組は、「未来への投資」として、子育て・若者世代への支援を急速かつ強力に整備すること。子育て費用を社会全体で分かち合い、子どもを生き育てたいと希望する全ての人が、安心して子育てができる環境の整備が急務

② これからも続く「超高齢社会」に備える

- ・働き方に中立的な社会保障制度を構築し、女性や高齢者を含め、経済社会の支え手となる労働力を確保する
- ・社会保障を能力に応じて皆で支える仕組みを構築し、医療・介護・福祉等のニーズの変化に的確に対応する

③「地域の支え合い」を強める

- ・独居者の増加、就職氷河期世代の高齢化、孤独・孤立の深刻化等を見据え、人々が地域社会との中で安心して生活できる社会の構築が必要

2. 全世代型社会保障の基本理念

①「将来世代」の安心を保障する

「全世代」は、これから生まれる「将来世代」も含む。彼らの安心のためにも、負担を先送りせず、同時に、給付の不断の見直しが必要。

②能力に応じて、全世代が支え合う

年齢に関わらず、全ての国民が、能力に応じて負担し、支え合うことで人生のステージに応じ、必要な保障の提供を目指す。

③個人の幸福とともに、社会全体を幸福にする

社会保障は、リスク等に社会全体で備え、個人の幸福増進を図るとともに、健康寿命の延伸等により社会全体も幸福にする。

④制度を支える人材やサービス提供体制を重視する

人材確保・育成や働き方改革、処遇改善、生産性向上、業務効率化に加え、医療・介護ニーズ等を踏まえたサービス提供体制の構築が必要。

⑤社会保障のDXに積極的に取り組む

社会保障給付事務の効率化、新サービスの創造等のため、社会保障全体におけるデジタル技術の積極的な活用を図ることが重要。

3. 全世代型社会保障の構築に向けての取組

○ 時間軸の視点

2040年頃までを視野に入れつつ、足元の短期的課題とともに、当面の2025年や2030年を目指した中長期的な課題について、「時間軸」を持って取組を進めていくことが重要。（「今後の改革の工程」を提示。）

○ 地域軸の視点

社会保障ニーズや活用可能資源の地域的差異を考慮し、地域に応じた解決の手法や仕組みを考案することが重要。

日本社会や国民生活の変化

日本の福祉制度の変遷と現在の状況

- 日本の社会保障は、人生において典型的と考えられるリスクや課題を想定し、その解決を目的として、それぞれ現金給付や福祉サービス等を含む現物給付を行うという基本的なアプローチの下で、公的な保障の量的な拡大と質的な発展を実現してきた。
- これにより、生活保障やセーフティネットの機能は大きく進展し、社会福祉の分野では、生活保護、高齢者介護、障害福祉、児童福祉など、属性別や対象者のリスク別の制度が発展し、専門的支援が提供されるようになった。
- その一方で、個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが複雑化・多様化(社会的孤立、ダブルケア・いわゆる8050)している。これらの課題は、誰にでも起こりうる社会的なリスクと言えるが、個別性が極めて高く、対象者別の各制度の下での支援の実践において対応に苦慮している。

〈共同体機能の脆弱化〉

- 地域のつながりが弱くなり支え合いの力が低下するとともに、未婚化が進行するなど家族機能が低下
- 経済情勢の変化やグローバル化により、いわゆる日本型雇用慣行が大きく変化
血縁、地縁、社縁という、日本の社会保障制度の基礎となってきた「共同体」の機能の脆弱化

◆一方、地域の実践では、多様なつながりや参加の機会の創出により、「第4の縁」が生まれている例がみられる

〈人口減による担い手の不足〉

- 人口減少が本格化し、あらゆる分野で地域社会の担い手が減少しており、例えば、近年大規模な災害が多発する中で災害時の支援ニーズへの対応においても課題となるなど、地域社会の持続そのものへの懸念が生まれている
- 高齢者、障害者、生活困窮者などは、社会とのつながりや社会参加の機会に十分恵まれていない

◆一方、地域の実践では、福祉の領域を超えて、農業や産業、住民自治などの様々な資源とつながることで、多様な社会参加と地域社会の持続の両方を目指す試みがみられる

⇒制度・分野ごとの「縦割り」や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、地域や一人ひとりの人生の多様性を前提とし、人と人、人と社会がつながり支え合う取組が生まれやすいような環境を整える新たなアプローチが求められている。

「地域共生社会」とは

(地域共生社会とは)

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

⇒ 「縦割り」という関係を超える

- ・制度の狭間の問題に対応
- ・介護、障害、子ども・子育て、生活困窮といった分野がもつそれぞれの専門性をお互いに活用する
- ・1機関、1個人の対応ではなく、関係機関・関係者のネットワークの中で対応するという発想へ

⇒ 「支え手」「受け手」という関係を超える

- ・一方向から双方向の関係性へ
- ・一方向の関係性では、本人の持つ力を引き出すという発想になりにくい。

⇒ 「世代や分野」を超える

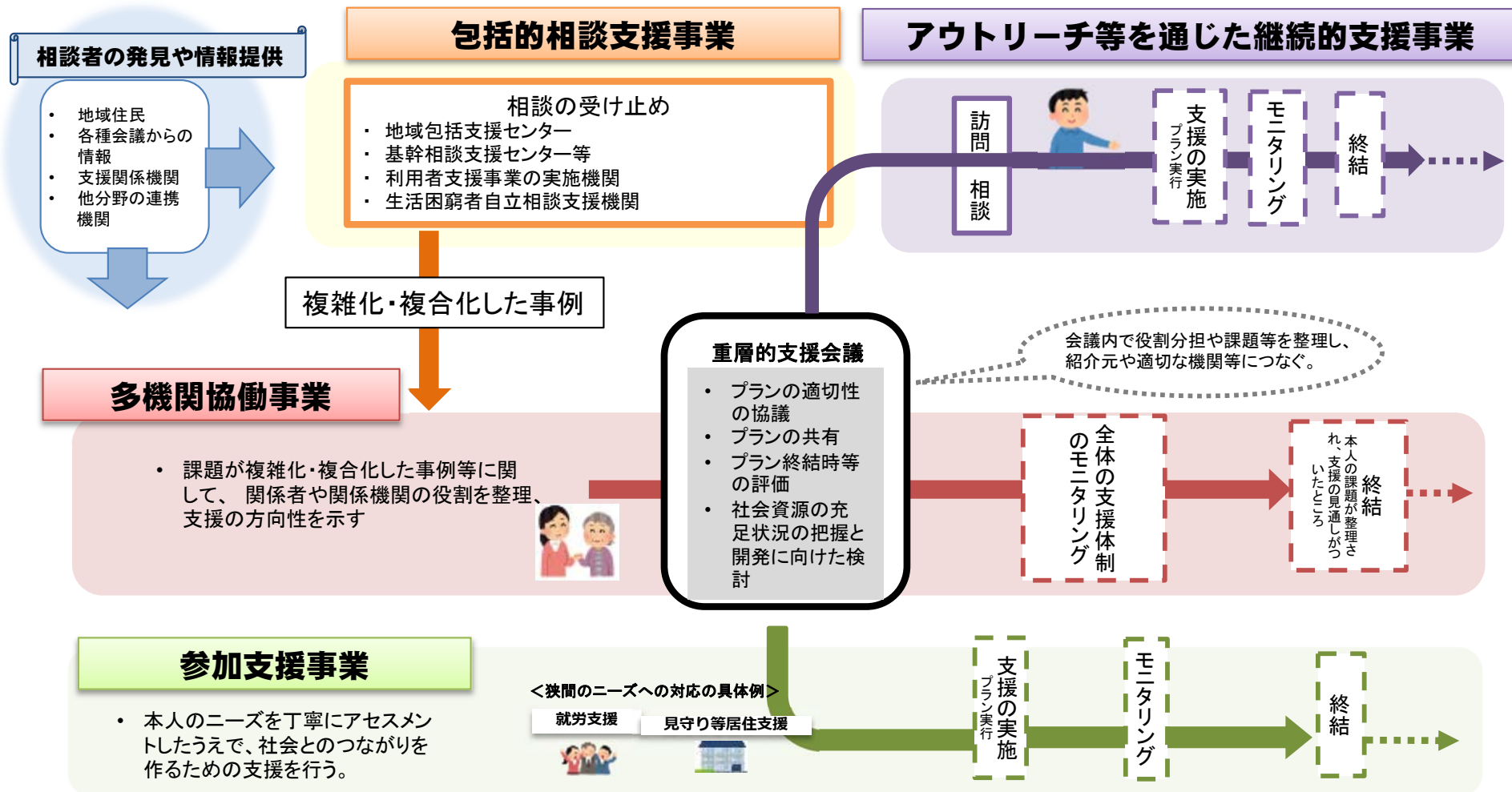
- ・世代を問わない対応
- ・福祉分野とそれ以外の分野で一緒にできることを考える
(例：保健医療、労働、教育、住まい、地域再生、農業・漁業など多様な分野)

⇒ 住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく

- ・地域住民や地域の多様な主体が参画し、暮らし続けたいと思える地域を自ら生み出していく

重層的支援体制整備事業の支援フロー(イメージ)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的相談支援事業において包括的に相談を受け止める。
- 包括的相談支援事業が受け止めた相談のうち、単独の支援関係機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例は多機関協働事業につなぐ。
- 多機関協働事業は、各支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定めたプランを作成し重層的支援会議に諮る。
- 重層的支援会議を通じて、関係機関間で支援の方向性にかかる合意形成を図りながら、支援に向けた円滑なネットワークをつくることを目指す。
- また、必要に応じてアウトリーチ等を通じた継続的支援事業や参加支援事業につないでいく。

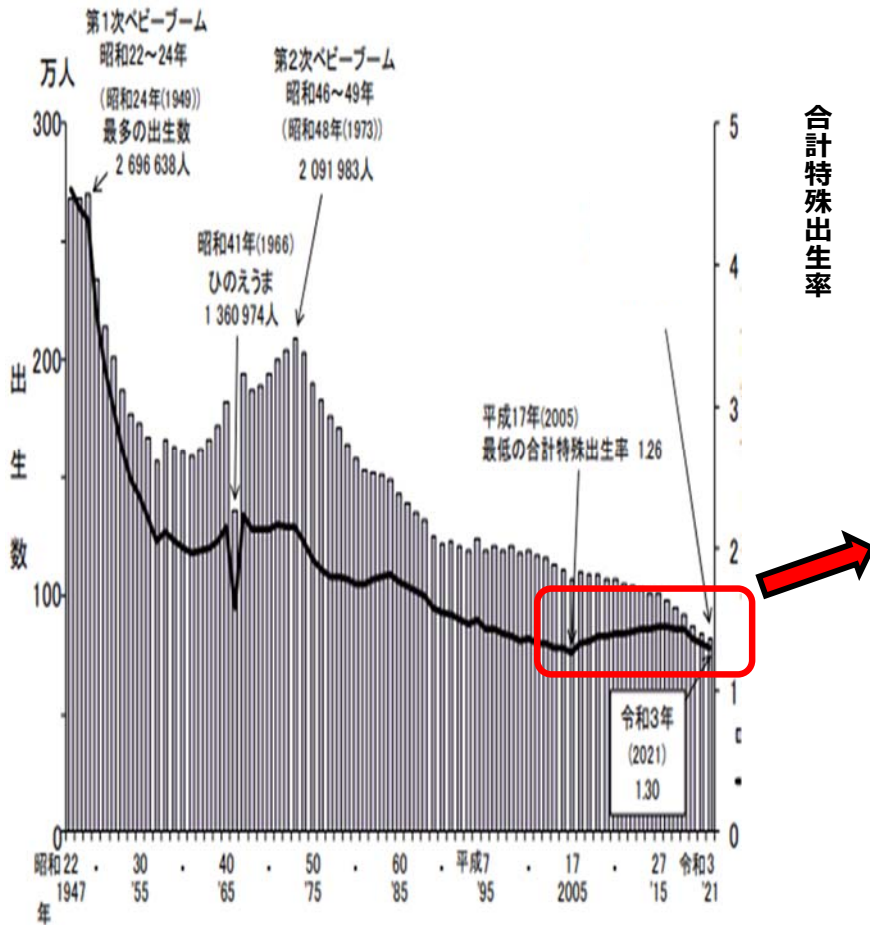


- ※ 重層的支援会議で検討した結果、包括的相談支援事業が引き続き主担当として支援すべき案件であるとなった場合には、包括的相談支援事業に戻すこともある。
- ※ アウトリーチ等事業は支援の性質上、多機関協働事業が関わる前から支援を開始することもある。

出生率の“再下降”

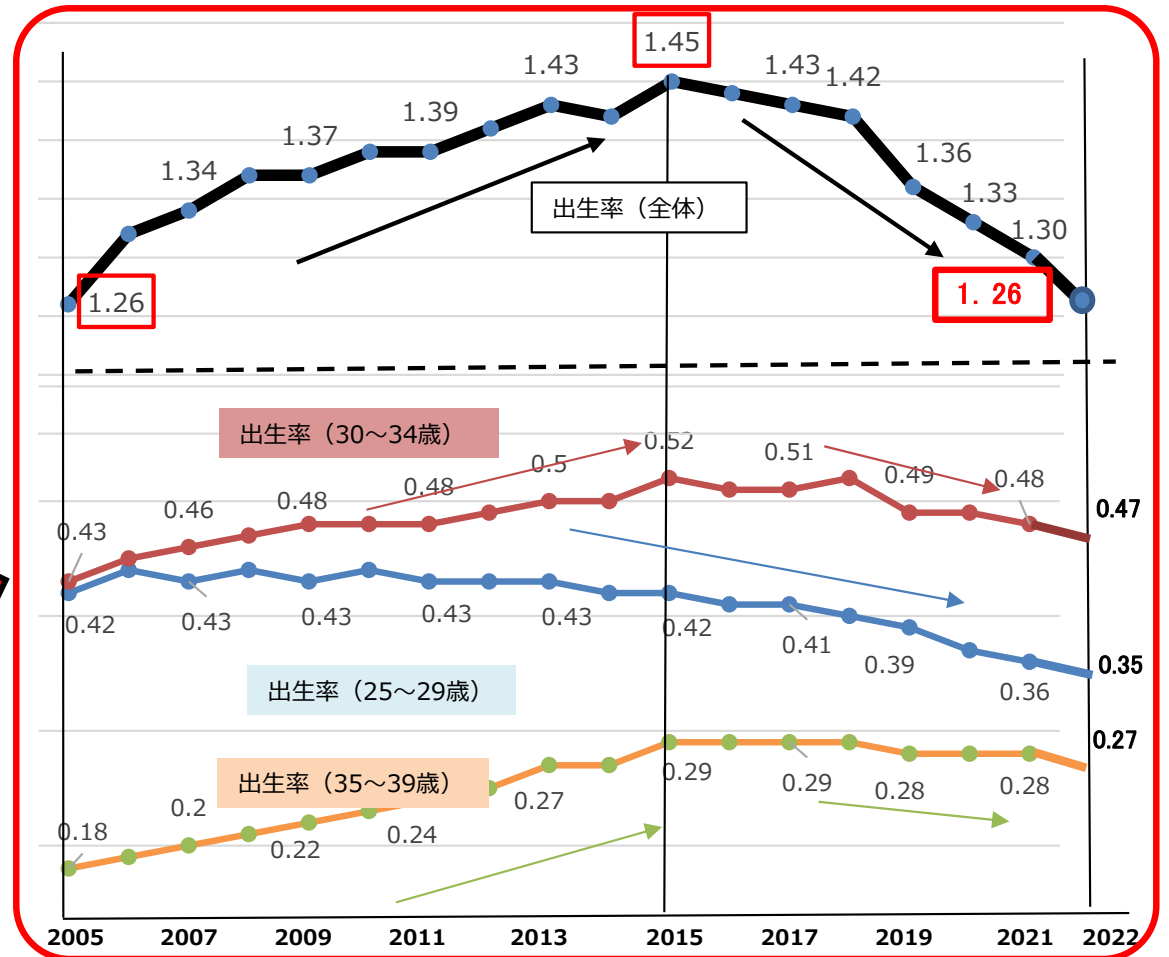
○出生率は1.26(2005年)を底に10年間上昇し、1.45(2015年)となったが、これは30代の「駆け込み出産」による一過性の現象。その後「下降局面」に入り、コロナ禍が加わって、**2022年は過去最低の1.26に**。20代後半のみならず、30代の出生率も下降傾向にあり、**引き続き厳しい状況**。

合計特殊出生率、出生数の推移



出典:厚生労働者「令和3年(2021)人口動態統計月報年計(概数)」

(図)最近の出生率の動向(20代後半、30代)



出典:厚生労働者「人口動態統計月報年計」より作成。

こども未来戦略「加速化プラン」施策のポイント

1. 若い世代の所得向上に向けた取組

- ✓ 賃上げ（「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」の2つの好循環）
- ✓ 三位一体の労働市場改革（リ・スキリングによる能力向上支援、個々の企業の実態に応じた職務給の導入、成長分野への労働移動の円滑化）
- ✓ 非正規雇用労働者の雇用の安定と質の向上（同一労働同一賃金の徹底、希望する非正規雇用労働者の正規化）

児童手当の拡充

拡充後の初回の支給は2024年12月(2024年10月分から拡充)

- ✓ 所得制限を撤廃
- ✓ 高校生年代まで延長
すべてのこどもの育ちを支える
基礎的な経済支援としての位置づけを明確化
- ✓ 第3子以降は3万円

支給金額	3歳未満	3歳～高校生年代
第1子・第2子	月額1万5千円	月額1万円
第3子以降	月額3万円 * 多子加算のカウント方法を見直し	

→ 3人の子がいる家庭では、
総額で最大400万円増の1100万円

妊娠・出産時からの支援強化

2022年度から実施中(2025年度から制度化)

- ✓ 出産・子育て応援交付金
10万円相当の経済的支援
①妊娠届出時(5万円相当)
②出生届出時(5万円相当×こどもの数)
- ✓ 伴走型相談支援
様々な不安・悩みに応え、ニーズに応じた支援につなげる
→ 妊娠時から出産・子育てまで一貫支援

子育て世帯への住宅支援

- ✓ 公営住宅等への優先入居等
今後10年間で計30万戸 実施中

出産等の経済的負担の軽減

2023年度から実施中

- STEP 1 出産育児一時金の引き上げ
42万円 → 50万円に大幅引き上げ
「費用の見える化」・「環境整備」
- STEP 2 出産費用の保険適用の検討
2026年度を目途に検討

フラット35の金利引下げ

- ✓ フラット35の金利引下げ
こどもの人数に応じて最大1%（5年間）の引下げ
2024年2月から実施

高等教育（大学等）

大学等の高等教育費の負担軽減を拡充

- ✓ 給付型奨学金等を世帯年収約600万円までの多子世帯、理工農系に拡充
2024年度から実施
- ✓ 多子世帯の学生等については授業料等を無償化
2025年度から実施
- ✓ 貸与型奨学金の月々の返還額を減額できる制度の収入要件等を緩和
2024年度から実施
- ✓ 修士段階の授業料後払い制度の導入
2024年度から実施

2. 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

切れ目なくすべての子育て世帯を支援

「こども誰でも通園制度」を創設

- ・月一定時間までの利用可能枠の中で、**時間単位**等で柔軟に通園が可能な仕組み
※2024年度から本格実施を見据えた試行的事業を実施(2023年度からの実施も可能)
※2025年度から制度化・2026年度から給付化し全国の自治体で実施

✓ 保育所：量の拡大から質の向上へ

4・5歳児は2024年度から実施、1歳児は2025年度以降加速化プラン期間中の早期に実施

- ・76年ぶりの配置改善：（4・5歳児）30対1→25対1（1歳児）6対1→5対1
- ・民間給与動向等を踏まえた保育士等の更なる処遇改善 2023年度から実施
- ・「小1の壁」打破に向けた放課後児童クラブの質・量の拡充 2024年度から常勤職員配置の改善を実施

✓ 多様な支援ニーズへの対応

- ・貧困、虐待防止、障害児・医療的ケア児等への支援強化 2023年度から順次実施
- ・児童扶養手当の拡充
拡充後の初回の支給は2025年1月(2024年11月分から拡充)
- ・補装具費支援の所得制限の撤廃 2024年度から実施

3. 共働き・共育ての推進

育休を取りやすい職場に

男性の育休取得率目標 85%へ大幅引き上げ（2030年）

→ 男性育休を当たり前 ※2022年度：17.13%

- ✓ 育児休業取得率の開示制度の拡充 2025年度から実施
- ✓ 中小企業に対する助成措置を大幅に強化
・業務を代替する周囲の社員への応援手当支給の助成拡充 2024年1月から実施
- ✓ 出生後の一定期間に男女で育休を取得することを促進するため給付率を手取り10割相当に 2025年度から実施

育児期を通じた柔軟な働き方の推進・多様な働き方と子育ての両立支援

- ✓ 子が3歳以降小学校就学前までの柔軟な働き方を実現するための措置
公布の日から1年6月以内に政令で定める日から実施
・事業主が、テレワーク、時短勤務等の中から2以上措置
- ✓ 時短勤務時の新たな給付 2025年度から実施 → 利用しやすい柔軟な制度へ
- ✓ 国民年金第1号被保険者の育児期間に係る保険料免除措置 2026年10月から実施

我が国の医療制度の概要

【医療提供体制】

病院: 8,156
(病床数: 1,492,957)

診療所: 105,182
(病床数: 80,436)

歯科診療所: 67,755

薬局: 62,375

※数字は、令和4年10月1日時点
(出典: 令和4年医療施設動態調査)

※薬局は、令和4年3月末時点
(出典: 令和4年度衛生行政報告例)



医師 343,275人

歯科医師 105,267人

薬剤師 323,690人

看護師 132.0万人

保健師 6.7万人

助産師 4.2万人

※医師・歯科医師・薬剤師は令和4年12月31日時点
(令和4年 医師・歯科医師・薬剤師統計)

※看護師・保健師・助産師は就業者数であり、厚生労働省「令和2年医療施設(静態)調査」、「令和2年度衛生行政報告例(隔年報)」に基づき厚生労働省医政局看護課において集計

患者(被保険者)



患者負担5兆円

②受診・窓口負担

③診療

医療費43兆円

保険料21.3兆円

①保険料

保険者

⑤支払

④請求

【医療保険制度】

行政機関



国
都道府県
市町村

公費負担

公費負担

(主な制度名)

(保険者数)

(加入者数)

国民健康保険	1,716	約2,537万人
全国健康保険協会 管掌健康保険 (旧政管健保)	1	約4,027万人
組合管掌健康保険	1,388	約2,838万人
共済組合	85	約869万人

※保険者数及び加入者数は令和4年3月末時点

各保険者

支援金

後期高齢者医療制度 47 約1,843万人

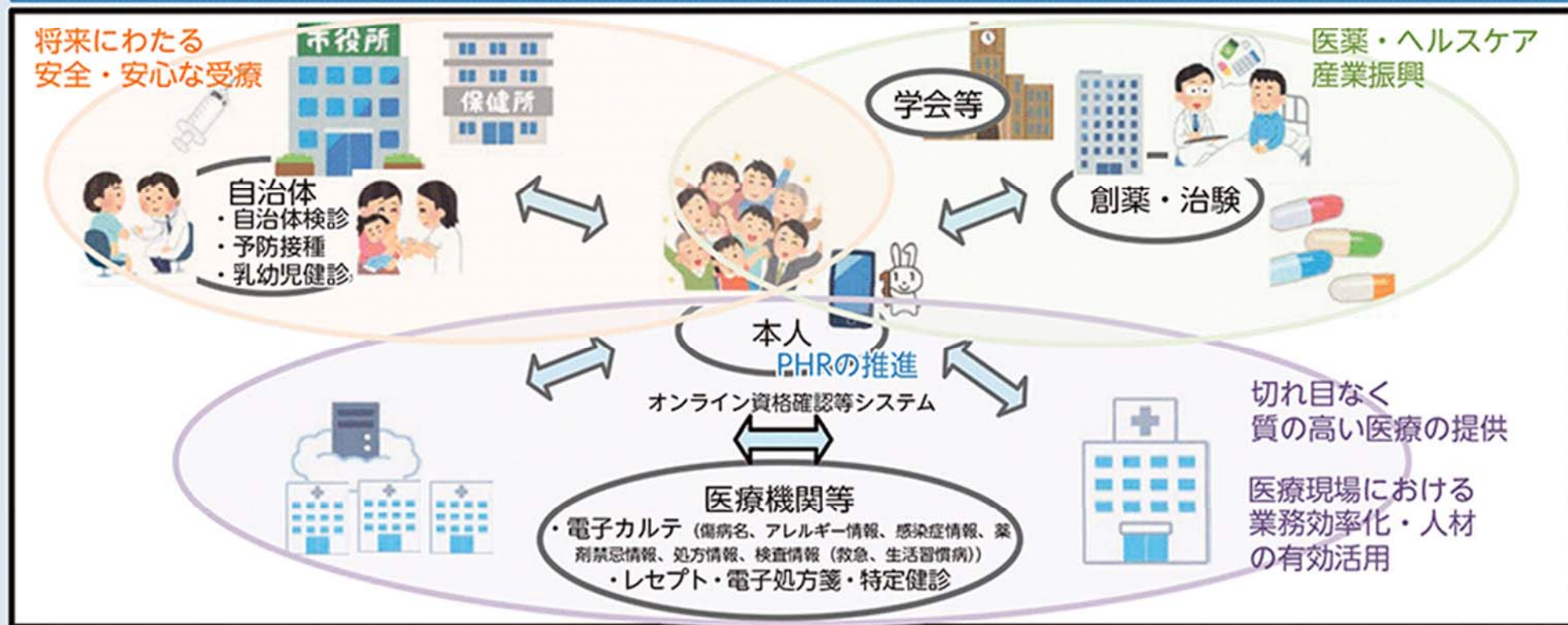
※保険者数及び加入者数は令和4年3月末時点

- ・75歳以上
1割負担
(現役並み所得者は3割負担、
令和4年10月1日から現役並み
所得者以外の一定所得以上
の者は2割負担)
- ・70歳から74歳
2割負担
(現役並み所得者は3割負担)
- ・義務教育就学後から69歳
3割負担
- ・義務教育就学前
2割負担

図表6-1-1

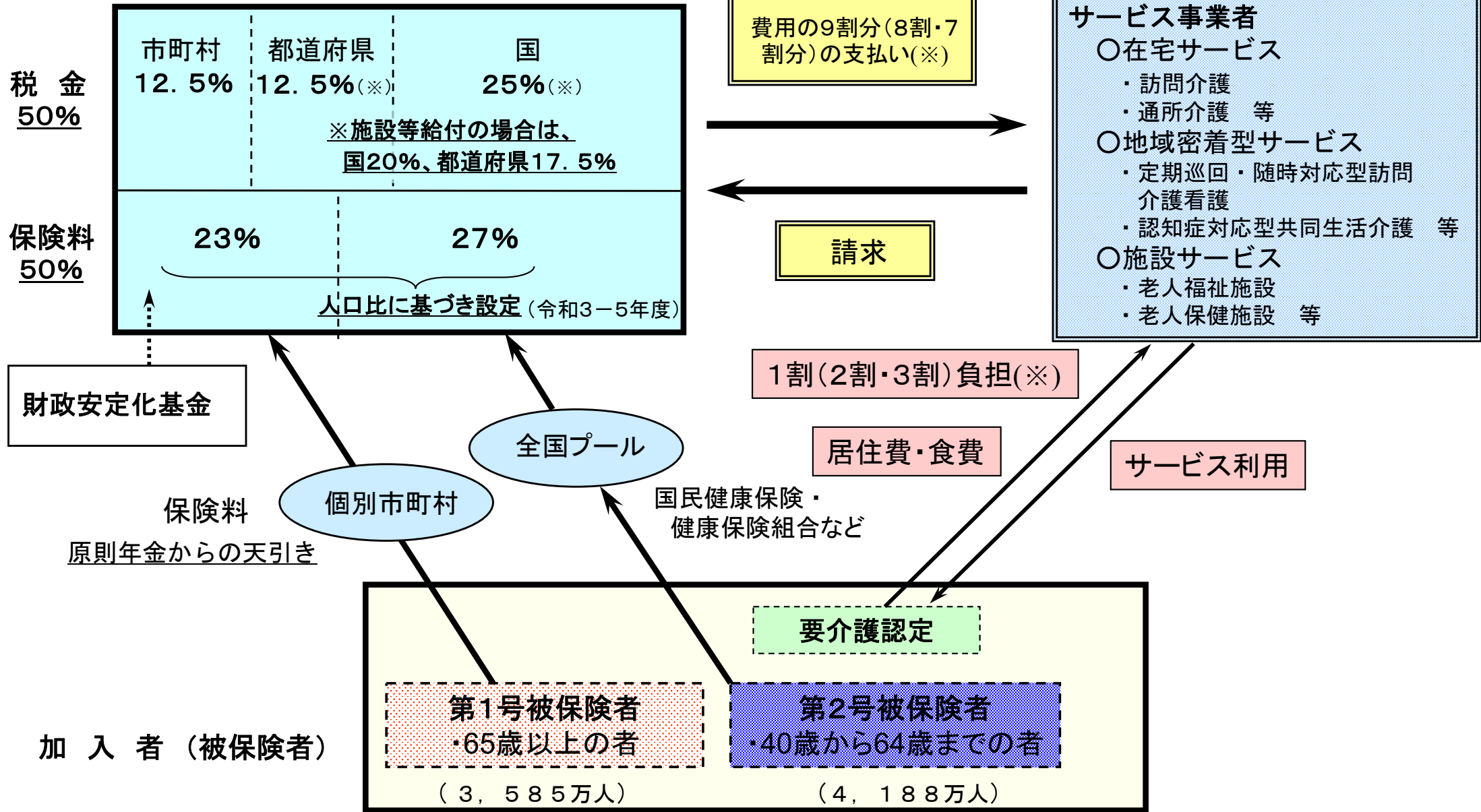
医療DXにより実現される社会

- 誕生から現在までの生涯にわたる保健医療データが自分自身で一元的に把握可能となることにより、個人の健康増進に寄与
 - 自分で記憶していない検査結果情報、アレルギー情報等が可視化され、将来も安全・安心な受療が可能【PHRのさらなる推進】
- 本人同意の下で、全国の医療機関等が必要な診療情報を共有することにより、切れ目なく質の高い医療の受療が可能【オンライン資格確認等システムの拡充、電子カルテ情報の標準化等、レセプト情報の活用】
 - 災害や次の感染症危機を含め、全国いつどの医療機関等にかかっても、必要な医療情報が共有
- デジタル化による医療現場における業務の効率化、人材の有効活用【診療報酬改定に関するDXの取組の推進等】
 - 次の感染症危機において、必要な情報を迅速かつ確実に取得できるとともに、医療現場における情報入力等の負担を軽減し、診療報酬改定に関する作業の効率化により、医療従事者のみならず、医療情報システムに関与する人材の有効活用、費用の低減を実現することで、医療保険制度全体の運営コストを削減できる
- 保健医療データの二次利用による創薬、治験等の医薬産業やヘルスケア産業の振興【医療情報の利活用の環境整備】
 - 産業振興により、結果として国民の健康寿命の延伸に資する



介護保険制度の仕組み

市町村（保険者）



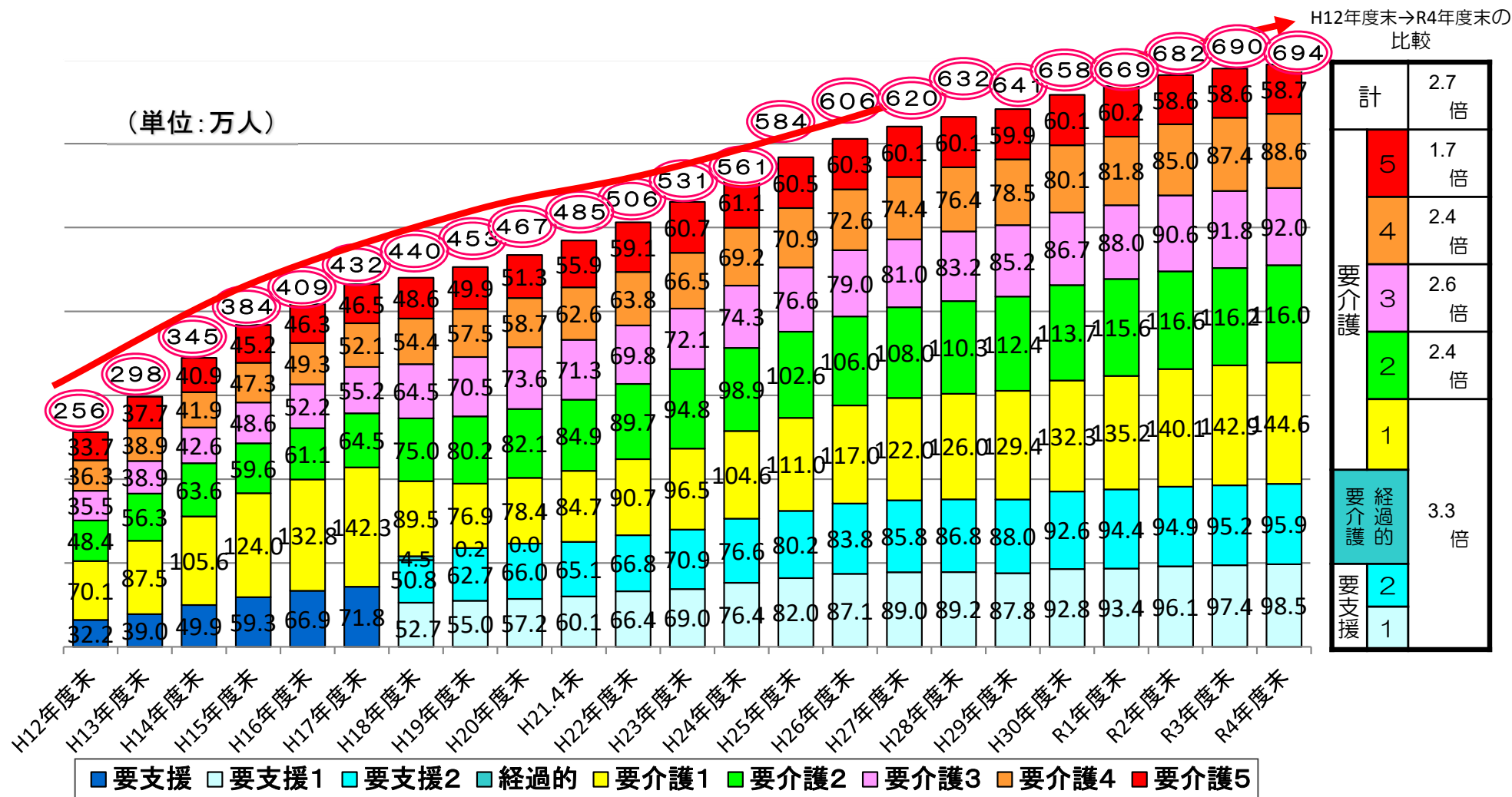
(注) 第1号被保険者の数は、「令和4年度介護保険事業状況報告年報」によるものであり、令和4年度末現在の数である。

第2号被保険者の数は、社会保険診療報酬支払基金が介護給付費納付金額を確定するための医療保険者からの報告によるものであり、令和4年度内の月平均値である。

(※) 一定以上所得者については、費用の2割負担(平成27年8月施行)又は3割負担(平成30年8月施行)。

要介護度別認定者数の推移

要介護(要支援)の認定者数は、令和4年度末現在694万人で、この23年間で約2.7倍に。このうち軽度の認定者数の増が大きい。



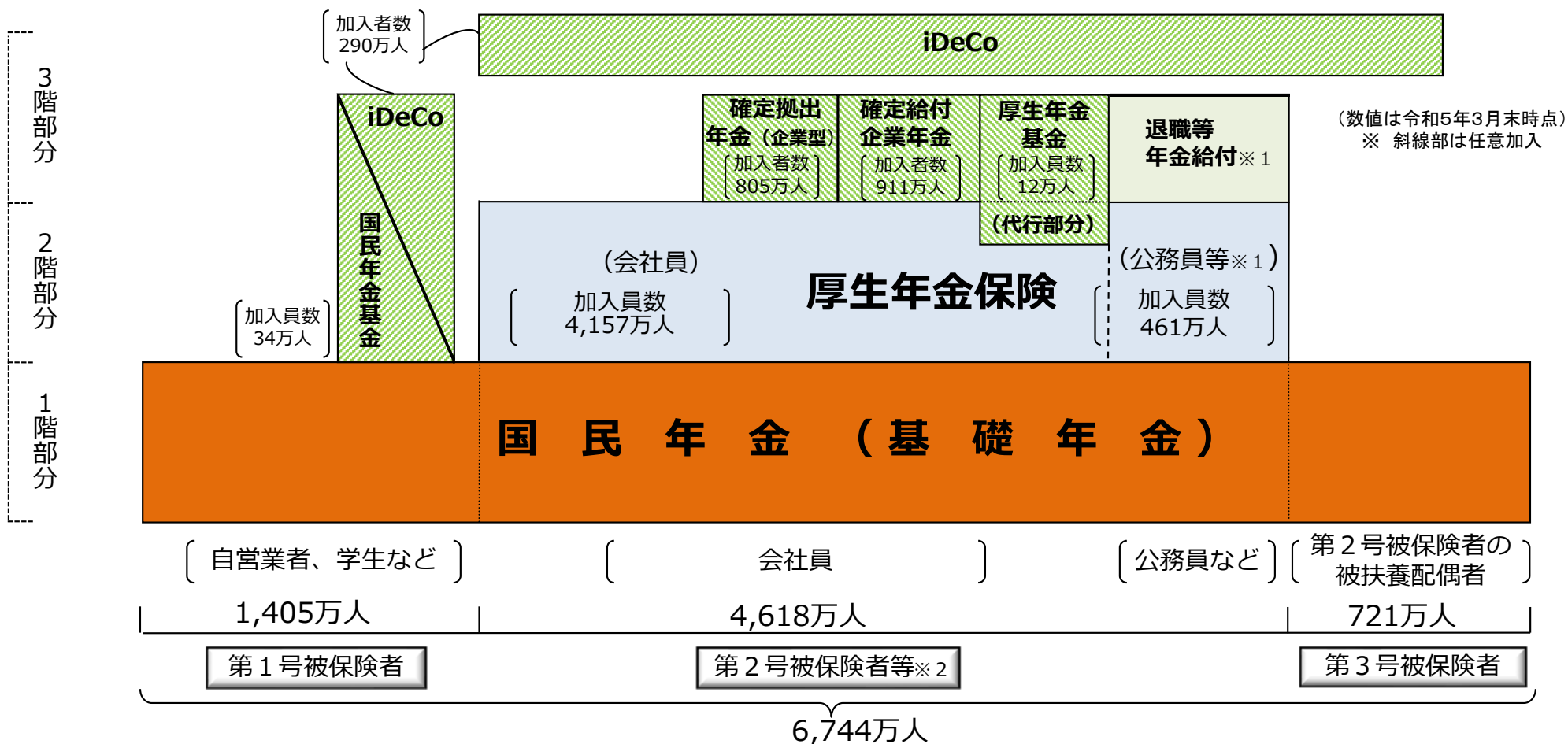
【出典】介護保険事業状況報告

注) H22年度末の数値には、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、双葉町、新地町は含まれていない。

年金制度の仕組み

○年金制度は、「3階建て」の構造。

○1・2階部分の公的年金が国民の老後生活の基本を支え、3階部分の企業年金・個人年金と合わせて老後生活の多様なニーズに対応。



※1 被用者年金制度の一元化に伴い、平成27年10月1日から公務員および私学教職員も厚生年金に加入。また、共済年金の職域加算部分は廃止され、新たに退職等年金給付が創設。ただし、平成27年9月30日までの共済年金に加入していた期間分については、平成27年10月以後においても、加入期間に応じた職域加算部分を支給。

※2 第2号被保険者等とは、厚生年金被保険者のことをいう(第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢、または、退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む)。

公的年金の規模と役割

国民

○公的年金加入者数（令和4年度末） 6,744万人

第1号被保険者 第2号被保険者等 第3号被保険者



1,405万人



4,618万人



721万人

○ 受給権者数（令和4年度末） 3,975万人

・老齢基礎年金（受給者）（令和4年度末）
平均額：月5.6万円

・老齢厚生年金（受給者）
1人あたり平均額：月14.5万円
（基礎年金を含む）

※数値は民間被用者（第1号厚生年金被保険者）のもの



保険料

40.7兆円（令和4年度）

国民年金保険料：16,980円(R6.4～)

厚生年金保険料率：18.3%(H29.9～)(労使折半)

Ex) 標準報酬月額が34万円であれば、31,110円

(=34万円×18.3%×1/2)を、本人が月々負担。

※数値は民間被用者（第1号厚生年金被保険者）のもの

年金給付

53.4兆円（令和4年度）

国等

年金への
国庫・公経済
負担

13.4兆円
（令和4年度）

年金制度

国民年金

厚生年金

積立金

（令和4年度末）

250.5兆円（時価ベース）

※ 保険料額、年金給付額、国庫・公経済負担額及び積立金額については、共済年金を含む公的年金制度全体の額を計上

年金の役割

年金は高齢者世帯の収入の約6割

仕送り・企業年金・個人年金・
その他の所得 19.0万円(6.0%)

財産所得
17.2万円
(5.4%)

稼働所得
80.3万円
(25.2%)

公的年金・恩給
199.9万円(62.8%)

高齢者世帯
1世帯あたり
平均所得金額
318.3万円

公的以外の
社会保障給付金
1.8万円(0.6%)

(注)両円グラフとも、四捨五入による端数処理の関係で、100%にならない。

約5割の高齢者世帯が年金収入だけで生活

20～40%未満
8.5%

20%未満
3.6%

40～60%未満
13.5%

60～80%未満
13.9%

80～100%未満
16.5%

全てが公的年金・恩給
44.0%

公的年金・恩給
が総所得
に占める割合

(資料)2022年国民生活基礎調査（厚生労働省）

公的年金は、予測できない将来に備える生涯にわたる「保険」

老後に備えて貯蓄をしても…

人は、何歳まで生きるかは予測できない
(どれだけ貯蓄をすればよいのかわからない)

いつ、障害を負ったり、小さな子どもがいる時に
配偶者を亡くす(=所得を失う)か、わからない

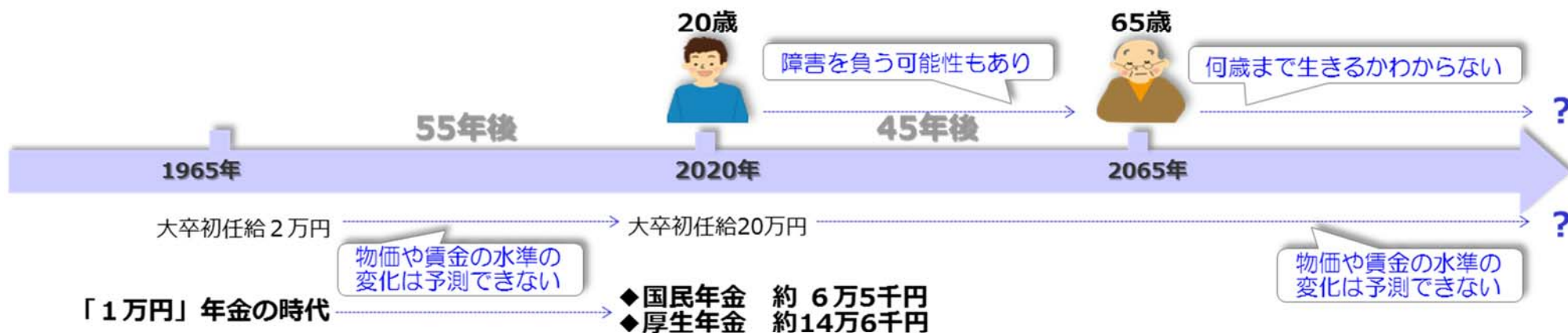
50年後の物価や賃金の変動は予測できない
(貯蓄しても、将来目減りするかもしれない)

公的年金なら…

終身(亡くなるまで)の支給

障害年金・遺族年金の支給

実質的な価値に配慮した年金の支給



昔と今の物価

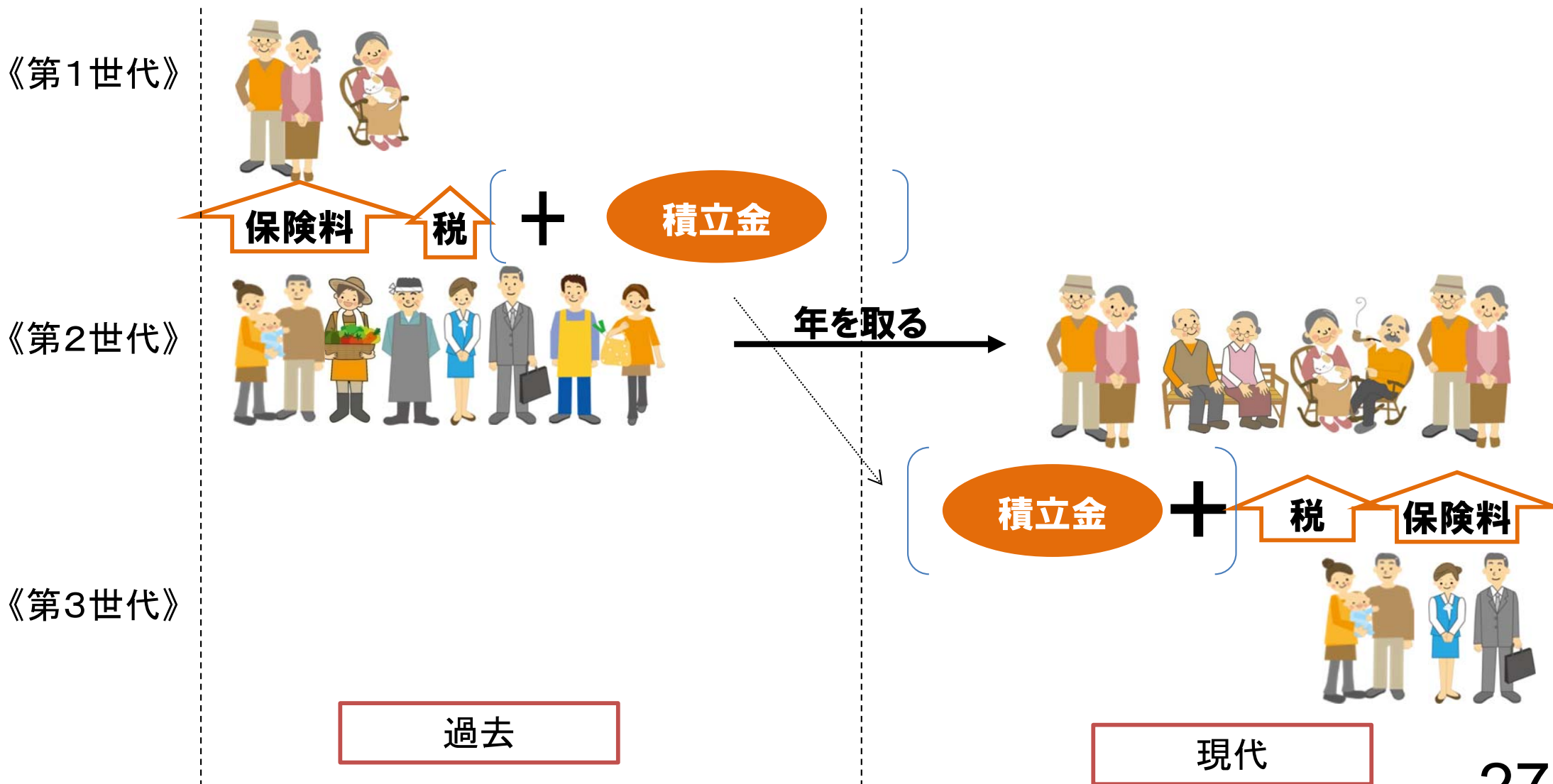
品目	1965年	→	2020年
鶏肉 100g	71.8円		128円(1.8倍)
牛乳 瓶1本	20円		133円(6.7倍)
カレーライス 1皿	105円		714円(6.8倍)
コーヒー(喫茶店) 1杯	71.5円		512円(7.2倍)
ノートブック 1冊	30円		162円(5.4倍)

(出典：小売物価統計調査)

一般に、民間金融機関が販売する個人年金保険(金融商品)は、**将来の物価上昇を考慮しておらず、有期の支給が中心となっています。**(「将来、〇万円を払います」、「10年間払います」など)

公的年金制度の財政方式(賦課方式を基本とした財政方式)

- 先進各国の公的年金制度は、いずれも、現役世代が納めた保険料をその時々の高齢者の年金給付に充てる仕組み (=賦課方式)を基本とした財政方式となっている。
- なお、我が国においては、将来の高齢化の進展に備え相当程度の積立金を保有し、その活用により、将来世代の保険料水準が高くなりすぎないように配慮している。



公的年金制度の機能

1 貧困の予防・救済

社会保険の仕組みの下で、**所得が減少又は喪失しがちな高齢者、障害者及び遺族**に対して所得を保障し、これらの者の生活を保障することで**貧困に陥るのを予防**する。

2 所得再分配

国民や事業者から保険料や税を徴収して、それを財源に年金を高齢者等に支給することによって、**高所得者から低所得者へ所得を再分配する**。（高所得者による加入忌避を防止するための**強制適用**）

3 経済の安定・成長

継続的な金銭の支給により**消費支出を安定的**にし、消費性向の高い年金受給者の有効需要を喚起する。これらにより景気変動をなだらかにすることで、失業者等の増加を防ぐ可能性がある。

保険料負担と年金給付（国民年金・厚生年金）

○ 年金額は、保険料を納付した期間（月数）と現役時代の賃金額（標準報酬）に応じて算定される。

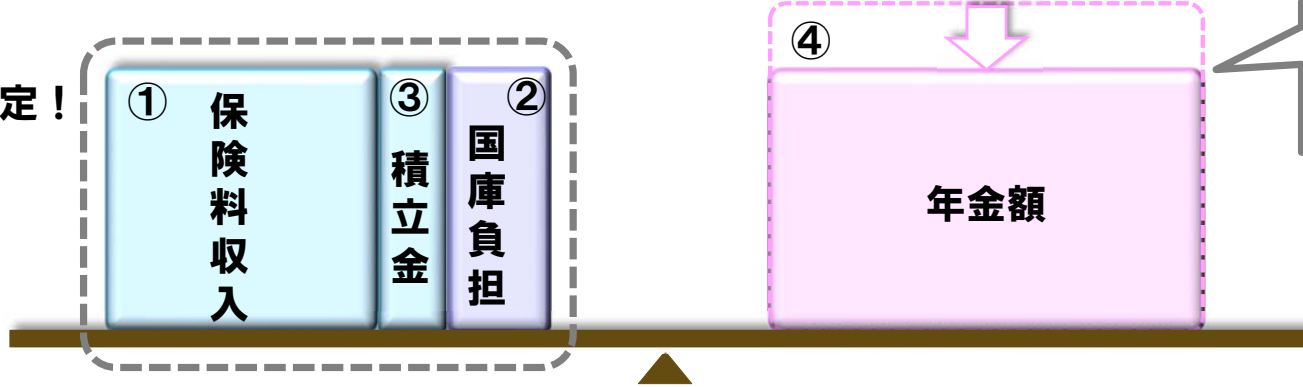
	国民年金制度	厚生年金制度
保険料負担	<p>月16,980円(R6.4～)</p> <p>→平成17年度から毎年280円ずつ引上げ。 →平成29年度以降、16,900円(平成16年度価格)で固定。</p> <p>※産前産後期間の保険料免除の開始に伴い、令和元年度以降は17,000円(平成16年度価格) ※所得水準に応じて、保険料の免除制度あり。</p>	<p>その月の報酬×18.3%(H29.9～) (労使折半)</p> <p>→平成17年度から毎年0.354%ずつ引き上げ。 →平成29年9月以降、18.3%で固定。</p> <p>※数値は民間被用者(第1号厚生年金被保険者)のもの ※月34万円稼いでいる人であれば、<u>本人が</u>、月々31,110円(34万×18.3%×1/2)負担。</p>
	<p>受給資格期間(10年※)を満たすことが必要 ※平成29年8月から受給資格期間を25年から10年に短縮</p>	
年金給付	<p>基礎年金(老齢)(65歳～)</p> <p>給付額は、保険料を納付した期間で決定する。 (満額は定額)</p> <p>月 68,000円 × $\frac{\text{保険料を納付した月数}}{480\text{月}}$ (令和6年度満額)</p> <p>※ 昭和31年4月2日以後生まれの方の年金額の例 ※ 保険料全額免除期間=1/2月 又は 1/3月として計算</p> <p>平均額: 月5.6万円(令和4年度末)</p>	<p>厚生年金(老齢)(65歳～)</p> <p>給付額は、現役時代の報酬と被保険者期間で決定。(報酬比例)</p> <p>平均標準報酬 × $\frac{5.481}{1,000}$ × $\frac{\text{被保険者期間(月数)}}{12}$</p> <p>賞与を含む。過去の賃金は現在価値に評価。 (賃金スライド)</p> <p>1人当たり平均額: 月14.5万円(基礎含む)(令和4年度末)</p>

※数値は民間被用者(第1号厚生年金被保険者)のもの

平成16(2004)年改正による年金制度における長期的な財政の枠組み

- 平成16年の制度改正で、今後、更に急速に進行する少子高齢化を見据えて、将来にわたって、制度を持続的で安心できるものとするための年金財政のフレームワークを導入。
- 保険料の上げが終了したことで、基礎年金国庫負担の2分の1への上げと合わせ、収入面では、財政フレームは完成をみている。

固定!



少子高齢化が進行しても、財源の範囲内で給付費を賄えるよう、年金額の価値を自動調整する仕組み(マクロ経済スライド)を導入。

$$\text{年金額改定率} = \text{物価/賃金} - \text{マクロ経済スライド調整率}$$

平均余命の延伸・被保険者数の減少を勘案
物価/賃金による改定率がマイナスとなる場合はマクロ経済スライド調整を停止
(平成30年度以降はキャリーオーバー導入)

① 上限を固定した上での保険料の引上げ

平成29(2017)年度以降の保険料水準の固定。(保険料水準は、引上げ過程も含めて法律に明記)

・厚生年金 : 18.3%(労使折半) (平成16年10月から毎年0.354%引上げ)

・国民年金 : 17,000円※平成16年度価格 (平成17年4月から毎年280円引上げ) ※現在の国民年金保険料 : 16,980円(令和6年4月~)

※産前産後期間の保険料免除による保険料の引上げ100円分含む(国民年金)

② 基礎年金国庫負担の2分の1への引上げ

平成21年度以降、基礎年金給付費に対する国庫負担割合を2分の1とする。

平成24年「社会保障・税一体改革」により消費税財源確保。

③ 積立金の活用

概ね100年間で財政均衡を図る方式とし、財政均衡期間の終了時に給付費1年分程度の積立金を保有することとして、積立金を活用し後世代の給付に充てる。

平成24年年金額の特例水準の解消(法改正)により、マクロ経済スライドが機能する前提条件を整備。

④ 財源の範囲内で給付水準を自動調整する仕組み(マクロ経済スライド)の導入

現役世代の人口減少とともに年金の給付水準を調整。標準的な年金の給付水準について、今後の少子高齢化の中でも、年金を受給し始める時点で、現役サラリーマン世帯の平均所得の50%を上回る。

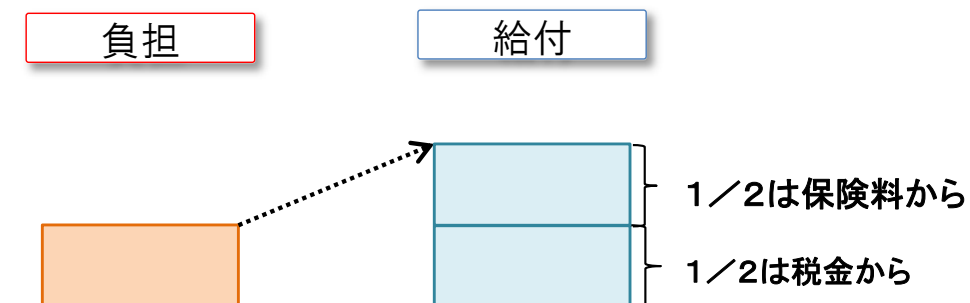
※所得代替率 : 61.2%(令和6年度) ⇒ 50.4%~57.6%(令和19~39年度)

<令和6年財政検証:成長型経済移行・継続ケース~過去30年投影ケース>

基礎年金の負担と給付(保険料免除者と未納者の比較)

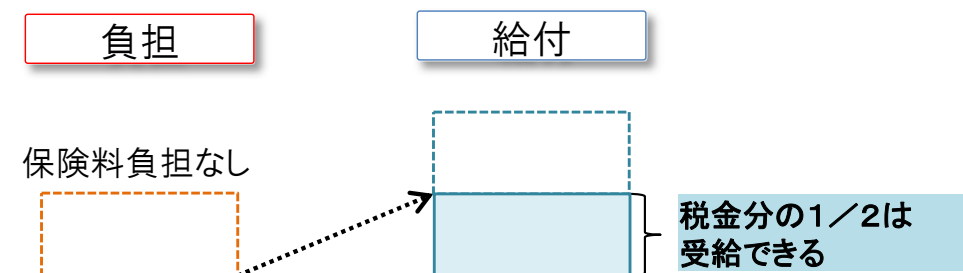
【国民年金(基礎年金)の負担と給付】

保険料を納付していた場合



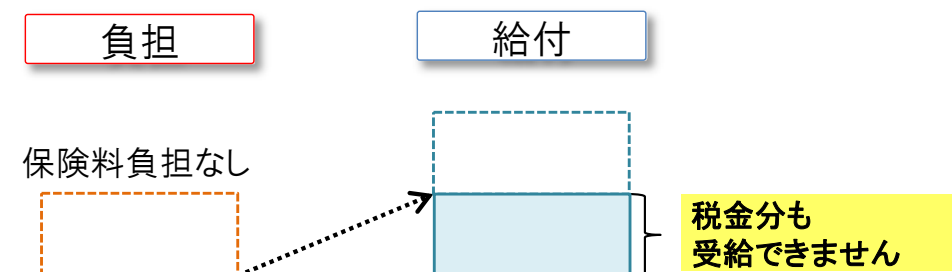
納付していた方に対する国民年金の給付は、1/2が保険料、1/2が税金でまかなわれています。

全額免除の手続をしていた場合



経済的な理由で保険料を支払えなかった場合でも、免除制度を申請し、認められていれば、税金分である原則1/2の年金給付を受け取ることができます。

保険料が未納だった場合



保険料を払っていないのは、全額免除の人と同じですが、免除の手続きをしていないので、年金を受け取ることはできません。障害年金や遺族年金も対象外です。

次期制度改正に向けた主な検討事項(案)

(社会保障審議会年金部会2023年5月30日資料より)

①総論的な事項

- ・公的年金の役割
- ・多様なライフコースに応じた年金の給付水準の示し方
- ・公的年金と私的年金の連携・制度の周知、広報・年金教育

②現役期と年金制度の関わり

- ・被用者保険の適用拡大(勤労者皆保険)
- ・子育て支援等
- ・障害年金
- ・標準報酬月額の上限

③家族と年金制度の関わり

- ・遺族年金
- ・女性の就労の制約と指摘される制度等(いわゆる「年収の壁」等)
- ・第3号被保険者制度
- ・加給年金

④その他の高齢期と年金制度の関わり

- ・高齢期の働き方(在職老齢年金制度等)
- ・基礎年金の拠出期間延長
- ・マクロ経済スライドの調整期間の一致
- ・年金生活者支援給付金

財政検証について

平成16(2004)年年金制度改革における年金財政のフレームワーク

- 上限を固定した上での保険料の引上げ
(最終保険料(率)は国民年金17,000円(2004年度価格)、厚生年金18.3%)
※産前産後期間の保険料免除による保険料の引上げ100円分含む(国民年金)
- 負担の範囲内で給付水準を自動調整する仕組み(マクロ経済スライド)の導入
- 積立金の活用 (おおむね100年間で財政均衡を図る方式とし、財政均衡期間の終了時に給付費1年分程度の積立金を保有することとし、積立金を活用して後世代の給付に充てる)
- 基礎年金国庫負担の2分の1への引上げ

← 人口や経済の動向

→ 財政検証

少なくとも5年ごとに、

- 財政見通しの作成
- 給付水準の自動調整(マクロ経済スライド)の開始・終了年度の見通しの作成
を行い、年金財政の健全性を検証する

→ 次の財政検証までに所得代替率(※)が50%を下回ると見込まれる場合には、給付水準調整の終了その他の措置を講ずるとともに、給付及び負担の在り方について検討を行い、所要の措置を講ずる

※所得代替率… 公的年金の給付水準を示す指標。現役男子の平均手取り収入額に対する年金額の比率により表される。

所得代替率 = (夫婦2人の基礎年金 + 夫の厚生年金) / 現役男子の平均手取り収入額

2024年度:	61.2%	13.4万円	9.2万円	37.0万円
---------	-------	--------	-------	--------

注: 所得代替率に用いる年金額は、平成16年改正法附則第2条の規定に基づき前年度までの実質賃金上昇率を全て反映したもの。

給付水準の調整終了年度と最終的な所得代替率の見通し（令和6（2024）年財政検証）

－ 幅広い複数ケースの経済前提における見通し －

足下の所得代替率※（2024年度）

※ 公的年金の給付水準を示す指標。現役男子の平均手取り収入額に対する年金額の比率により表される。

61.2% { 比例: 25.0%
基礎: 36.2%

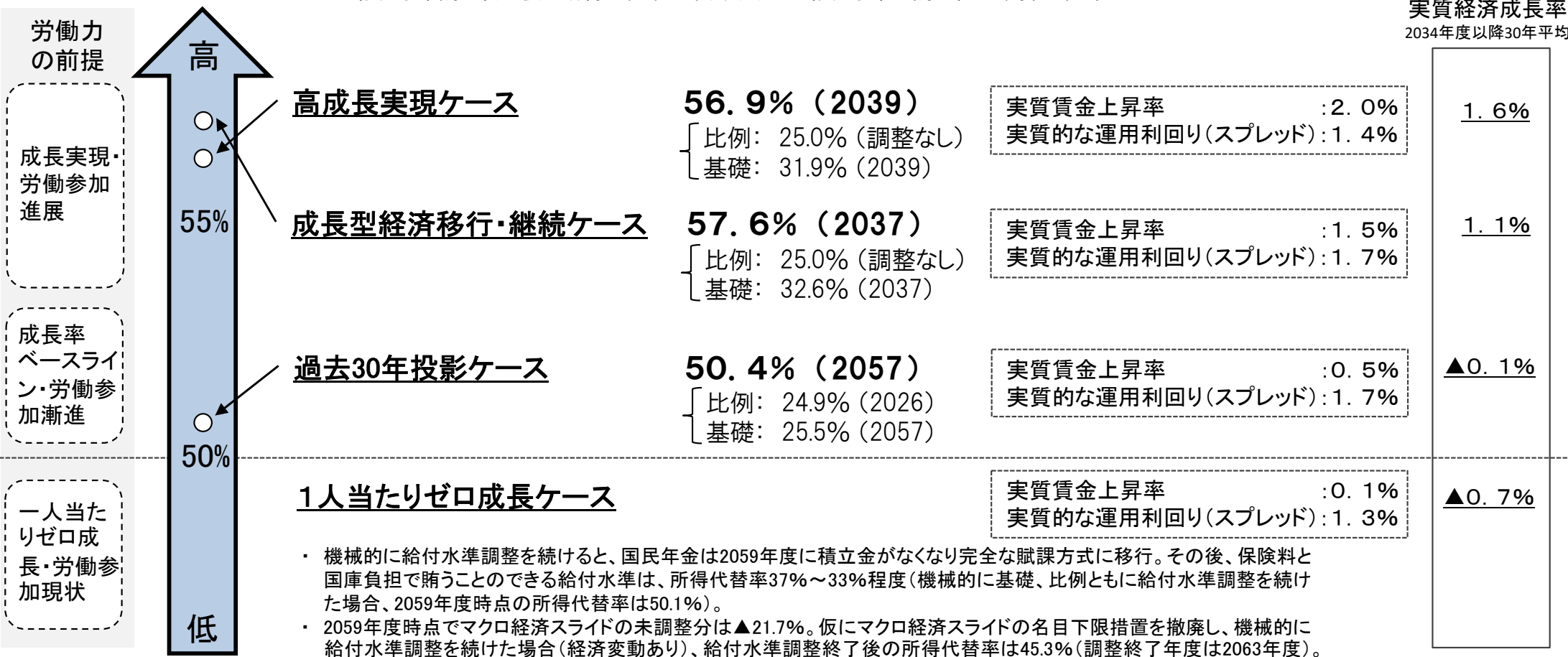
所得代替率 = (夫婦2人の基礎年金 + 夫の厚生年金) / 現役男子の平均手取り収入額
2024年度: 61.2% 13.4万円 9.2万円 37.0万円

注: 所得代替率に用いる年金額は、平成16年改正法附則第2条の規定に基づき前年度までの実質賃金上昇率を全て反映したもの。

将来の所得代替率

※ 給付水準調整終了後の所得代替率であり、()内は給付水準の調整終了年度である。

実質経済成長率
2034年度以降30年平均



※ 最低賃金が2030年代半ばに1,500円(全国加重平均)となった場合、短時間労働者の厚生年金適用が増加する効果により基礎年金に係る所得代替率はさらに上昇。(高成長実現ケース: +0.4%ポイント、成長型経済移行・継続ケース: +0.4%ポイント、過去30年投影ケース: +0.3%ポイント)

注1: 試算における人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人)。

注2: 高成長実現ケースの実質経済成長率や実質賃金上昇率は成長型経済移行・継続ケースより高いものの、賃金を上回る実質的な運用利回り(スプレッド)が低いため、所得代替率は成長型経済移行・継続ケースより低くなっている。なお、平成26(2014)年財政検証においても同様の結果が生じている。

オプション試算の内容

1. 被用者保険の更なる適用拡大

- ①: 被用者保険の適用対象となる企業規模要件の廃止と5人以上個人事業所に係る非適用業種の解消を行う場合
(約90万人)
- ②: ①に加え、短時間労働者の賃金要件の撤廃又は最低賃金の引上げにより同等の効果が得られる場合
(約200万人)
- ③: ②に加え、5人未満の個人事業所も適用事業所とする場合
(約270万人)
- ④: 所定労働時間が週10時間以上の全ての被用者を適用する場合
(約860万人)

2. 基礎年金の拠出期間延長・給付増額

基礎年金の保険料拠出期間を現行の40年(20～59歳)から45年(20～64歳)に延長し、拠出期間が伸びた分に合わせて基礎年金が増額する仕組みとした場合

3. マクロ経済スライドの調整期間の一致

基礎年金(1階)と報酬比例部分(2階)に係るマクロ経済スライドの調整期間を一致させた場合

4. 在職老齢年金制度

就労し、一定以上の賃金を得ている65歳以上の老齢厚生年金受給者を対象に、当該老齢厚生年金の一部または全部の支給を停止する仕組み(在職老齢年金制度)の見直しを行った場合

5. 標準報酬月額の上限

厚生年金の標準報酬月額の上限(現行65万円)の見直しを行った場合

年金生活者支援給付金の概要①

- 年金生活者支援給付金は、年金を含めても所得が低い者（前年の所得額が老齢基礎年金満額以下の者など）の生活を支援するために、年金に上乗せして支給するものである。
- 【令和6年度基準額 年63,720円（5,310円）】

高齢者への給付金（老齢年金生活者支援給付金）

【支給要件】

- 65歳以上の老齢基礎年金の受給者であること
- 前年の公的年金等の収入金額^{※1}とその他の所得（給与所得や利子所得など）との合計額が、老齢基礎年金満額相当（約78万円）^{※2}以下であること
- 同一世帯の全員が市町村民税非課税であること

※1 障害年金・遺族年金等の非課税収入は含まれない。

※2 前年中に支払われる老齢基礎年金の額を勘案して毎年10月に改定。
令和5年10月からの所得基準額は778,900円。

【給付額】 (1)と(2)の合計額が支給される。

(1) 保険料納付済期間に基づく額（月額）

$$= 5,310円^{※3} \times \text{保険料納付済期間（月数）} / 480月$$

(2) 保険料免除期間に基づく額（月額）

$$= 11,333円^{※4} \times \text{保険料免除期間（月数）} / 480月$$

※3 毎年度、物価変動に応じて改定。

※4 昭和31年4月2日以後生まれの方の例。

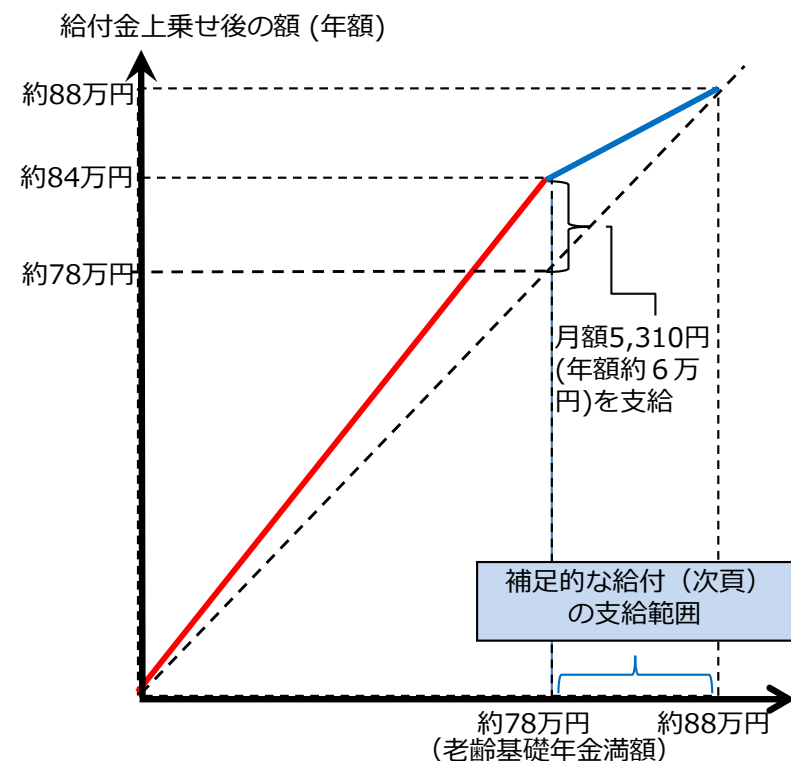
老齢基礎年金満額（月額）の1/6（保険料全額免除、3/4免除、半額免除期間の場合）。

ただし、保険料1/4免除期間の場合は、老齢基礎年金満額（月額）の1/12（5,666円）。

（昭和31年4月1日以前生まれの方は11,301円。保険料1/4免除期間の場合は、5,650円。）

例：昭和31年4月2日以後生まれの方の場合

保険料納付済期間	保険料全額免除期間	給付金額（月額）	老齢基礎年金額（月額）	老齢基礎年金額 + 給付金額（月額）
480月	0月	5,310円	68,000円	73,310円
240月	0月	2,655円	34,000円	36,655円
360月	120月	6,816円	59,500円	66,316円
240月	240月	8,322円	51,000円	59,322円



前年の公的年金等の収入金額とその他の所得との合計額

(注) 保険料納付済期間に基づく公的年金だけで生活している者の例

年金生活者支援給付金の概要②

高齢者への給付金（補足的老齢年金生活者支援給付金）

- ・老齢年金生活者支援給付金の所得要件（支給要件の②）を満たさない者であっても、前年の公的年金等の収入金額とその他の所得との合計額が約88万円^{※5}までの者に対しては、老齢年金生活者支援給付金を受給する者と所得総額が逆転しないよう、補足的な給付を支給する。
 - ※5 令和5年10月からは878,900円。
- ・補足的な給付の額は、所得の増加に応じて逡減する。

障害者や遺族への給付金（障害年金生活者支援給付金・遺族年金生活者支援給付金）

- 【支給要件】
- ① 障害基礎年金または遺族基礎年金の受給者であること
 - ② 前年の所得^{※6}が、472万1,000円以下^{※7}であること

※6 障害年金・遺族年金等の非課税収入は、給付金の判定に用いる所得には含まれない。

※7 20歳前障害基礎年金が支給停止となる所得基準額と同額となるよう設定。扶養親族等の数に応じて増額する。

- 【給付額】
- | | |
|------------------|----------------------------|
| 障害等級2級の者及び遺族である者 | …5,310円 ^{※8} （月額） |
| 障害等級1級の者 | …6,638円 ^{※8} （月額） |

※8 毎年度、物価変動に応じて改定。

その他

- ・施行日…令和元年10月1日
- ・手続 …本人の認定請求により受給権発生。日本年金機構が支払事務を実施。年金と同様に2か月毎に支給。
- ・費用 …全額国庫負担（令和5年度予算額：5,242億円）
- ・件数（令和4年3月）…老齢給付金463.7万件、補足的な老齢給付金99.2万件、障害給付金204.8万件、遺族給付金7.9万件
- ・その他…各給付金は非課税。

「ねんきんネット」について

○「ねんきんネット」の概要

概要	インターネットにより、いつでも自分の年金加入記録を確認したり、年金見込額を試算できる「ねんきんネット」サービスを平成23年2月から開始。
主な機能	<ul style="list-style-type: none">・年金記録確認機能 ⇒これまでの年金加入履歴を表示・年金見込額試算機能 ⇒自分の年金加入履歴から、様々な条件に応じた試算が可能・通知書確認機能 ⇒電子版「ねんきん定期便」や年金支払に関する通知書などがPDFファイルで確認可能 <p>(ねんきんネットとマイナポータル連携により可能なこと)</p> <ul style="list-style-type: none">・国民年金保険料の免除・納付猶予(R4.10～)、学生納付特例(R5.4～)、公的年金等の扶養親族等申告書(R5.9～)、老齢年金請求書(R6.6～)の簡易な電子申請 (※)氏名や生年月日等の情報があらかじめ入力された状態で簡単に電子申請が可能。・社会保険料控除証明書(R4.10～)、源泉徴収票(R5.1～)の電子データでの受け取り
利用方法	<p>①「ユーザID」と「パスワード」でログイン ⇒ねんきんネットホームページから必要事項を入力してユーザIDを申し込み。 日本年金機構において本人確認を行い、ユーザIDをハガキで送付 ※アクセスキーを使用して申し込みをした場合は、ねんきんネットホームページ画面にユーザIDを即時で表示</p> <p>②マイナポータル連携 ⇒ユーザIDがなくともマイナポータルから、マイナンバーカードの本人認証により、ねんきんネットを利用可能</p>